

(4. 教育)

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区	連携	
1	教育委員会会議・教育振興基本計画	1	教育委員会会議に関する事務 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	教育委員会会議に関する業務	教育委員会事務局	法令	一般市		1.3	10,323				各地方公共団体で実施すべき事務であり、より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で実施。
		2	教育の事務の点検及び評価に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	教育に関する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りながら点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表する。	教育委員会事務局	法令	一般市		1.2	239				同上
		3	大阪市教育振興基本計画に関する事務	大阪市教育振興基本計画の進捗管理及び見直しを行う。	教育委員会事務局	法令	一般市		1.1	1,259				各地方公共団体で実施すべき事務であり、より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から各特別区で実施。
2	府費負担教職員の人事(政令市権限)	4	教員採用選考、免許更新、府費負担教職員の任免・休職及び懲戒等の承認に関する事務	職員採用(府費負担学校事務職員)及び教員採用における関係事務、教員免許更新制に関する事務、初任者研修指導教員派遣事業・人事サービス管理事務(懲戒・分限処分)の発令、職務免除・兼業許可等)に関する承認を行う。	教育委員会事務局	1	政令市		5.1	9,137				より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から各特別区で実施。 採用事務等については、高度なノウハウが必要であるため、各特別区で判断の上実施。
		5	主幹教諭等の休業許可(大学院の課程等の履修に伴う休業)に関する事務	主幹教諭等が大学院の課程等を履修するための休業許可、取り消し等	教育委員会事務局	法令	政令市		0.0	0				同上
3	小中学校の教職員の人事	6	(小中)教職員の人事に関する事務(地方公務員法)	教職員の服務規律の確保を図るための指導や、諸願の承認・許可業務を行うとともに、教職員の服務規律違反等に対する道義的責任を問う懲戒処分などの不利益処分を行う。 (懲戒処分・分限処分にかかる事実調査及び関係書類作成業務、各校園を巡回しての服務監察指導、服務研修企画運営、研修等講師、職務免除・兼業許可、苦情対応)	教育委員会事務局	法令	一般市		3.6	3,192				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		7	(小中)教職員の人事に関する事務	小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、現業職員の管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、習熟度別少人数授業の人員配置、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、初任者研修指導教員派遣事業、児童生徒及び教職員の表彰、争訟、教員復職支援事業、学校事務の支援に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			27.8	371,720				同上
		8	(小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。 (教員)採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			1.7	2,297				より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から各特別区で実施。 採用事務等については、高度なノウハウが必要であるため、各特別区で判断の上実施。 大阪府との協力については、各区で判断の上、必要に応じて実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (正規 人件費除く)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		9	(小中)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意			0.2	4,905				各地方公共団体に実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		10	(小中)教職員の勤務成績の評定に関する事務(地方公務員法)	府費負担教職員については大阪府教育委員会規則、市費負担教職員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校園の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめる。市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	法令	都道府県		4.8	517				府費負担教職員の勤務成績の評定は、大阪府教育委員会規則の規定に基づき、市教育委員会が行っているものであり、各特別区で実施。
		11	教職員の人事に関する事務(承認)	小中学校における教職員の給与決定、人事管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務の承認を行う。	教育委員会事務局	任意			2.6	14,781				各地方公共団体に実施すべき事務であるため、各特別区で実施。 ノウハウ等の観点から、単独実施が可能か精査し、必要に応じて共同で実施。
		12	教職員給与と制度、勤務条件に関する事務(職員団体・給与・勤務条件関係:地方公務員法)	教職員給与と制度、勤務条件に関する事務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・大阪府や本市関係先との連絡調整等 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整(職員団体関係)	教育委員会事務局	法令	一般市		2.5	0				各地方公共団体に実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		13	教職員給与と制度、勤務条件に関する事務(給与と制度:地方自治法)	教職員の本給・諸手当制度、退職手当制度、勤務条件に関する業務 ・制度改正に伴う規則改正等手続き、各学校園への通知 ・制度に関する問合せ対応 ・大阪府や本市関係先との連絡調整等	教育委員会事務局	法令	一般市		2.5	0				同上
		14	教職員給与と制度、勤務条件に関する事務	教職員給与と制度、勤務条件に関する事務 ・勤務労働条件に関する交渉及び関係先との連絡調整 ・担当運営に必要な一般事務(局・部等連絡調整、市会、計理・予算決算、人事・給与・福利厚生)、式典に関すること	教育委員会事務局	任意			1.0	1,375				同上
		15	(小中)教職員給与と制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意			0.2	2,457				各地方公共団体に実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		16	(小中)教職員の健康診断に関する事務(学校保健安全法)	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務(小中学校) ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等	教育委員会事務局	法令	一般市		1.1	63,712				学校の設置者が行うべき業務であり、小中学校の設置義務者は市町村であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		17	教職員の公務災害に関する事務(地方公務員災害補償法)	公務災害に関する業務(学校圏に勤務する教職員が公務中あるいは通勤途上に災害を負った際の地方公務員災害補償基金への申請業務)	教育委員会事務局	法令	一般市		1.1	0				各地方公共団体に実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		18	教職員福利厚生、保健衛生に関する事務(地方公務員法)	教職員福利厚生事業(教職員の福利厚生事業企画立案)	教育委員会事務局	法令	一般市		0.0	0				同上
		19	教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・教職員の休職・復職に関し、適正な健康管理を行う健康審査会業務 ・教職員新規採用試験の内定者に対する健康診断の実施 ・教職員の心の健康問題に対し早期対応方法から休職者の職場復帰とその後までの一連のサポート体制を構築 ・大阪市職員互助会との連絡調整 ・教職員の計画的な財産形成を促進することにより生活の安定を図るための財形貯蓄事業 など	教育委員会事務局	任意			2.5	14,577				各地方公共団体に実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		20	(小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・生活習慣病の予防および早期発見を目的とする、詳細な項目の健康診断(節目健康診断)実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校圏への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			3.1	116,137				各地方公共団体に実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		21	(小中)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 (システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意			3.0	135,173				同上
4	教育職員免許法認定講習及び学校図書館司書教諭講習	22	教育職員免許法認定講習に関する事務	教育職員免許法の規定により担任している校種・教科について二種免許状を有する教職員及び高等学校等の実習助手に対して、資質の向上を図るとともに一種免許状を取得するために必要な単位を修得させるための講習を実施する。	教育委員会事務局	法令	中核市		0.2	593			教育職員免許認定にかかる講習であるため、大阪市においては大阪教育大学で実施。免許にかかる講習であり、内容は統一적であるべきもの。特別区の負担のもとに広域が調整を行い実施することが適当であることから、各区で実施とする。	

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
5	小中学校の府費負担教職員の研修(中核市権限)	23	(小中)県費負担教職員の研修(教員)に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	初任者研修、OJT事業、10年経験者研修、民間研修機関等派遣研修、教員経験者研修(経験2年次、5年次)、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、教師力トップアシスト事業(H24新規)、人権教育研修、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育研修	教育委員会事務局	法令	中核市		13.8	71,133				より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から各特別区で実施。各特別区で研修を実施するノウハウが蓄積されるまでの間は、共同で実施。
		24	(小中)県費負担教職員の研修(教員)に関する事務(教育公務員特例法)	初任者研修、OJT事業、10年経験者研修、民間研修機関等派遣研修、教員経験者研修(経験2年次、5年次)、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、教師力トップアシスト事業(H24新規)、人権教育研修、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育研修	教育委員会事務局	法令	中核市		0.0	0				より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から各特別区で実施。各特別区で研修を実施するノウハウが蓄積されるまでの間は、共同で実施。
		25	(小中)県費負担教職員の研修(教員)＜新任教員内定者研修・指導不適切教諭に対する研修＞に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	・新任教員内定者研修の実施 教員採用試験合格者に対し、採用後すぐに学校現場において教員としての力量を發揮できるように研修を実施する。 ・指導が不適切である教諭等に対する研修の実施 様々な理由から、教員としての職責を遂行できない「指導が不適切である教諭等」に対して、対応方策を決定し、指導力等の向上を図るとともに、研修を実施する。研修成果があらぬ場合、人事上の必要な措置を講ずる。	教育委員会事務局	法令	中核市		2.3	39,842				同上
		26	(小中)県費負担教職員の研修(教員)＜指導不適切教諭に対する研修＞に関する事務(教育公務員特例法)	・指導が不適切である教諭等に対する研修の実施 様々な理由から、教員としての職責を遂行できない「指導が不適切である教諭等」に対して、対応方策を決定し、指導力等の向上を図るとともに、研修を実施する。研修成果があらぬ場合、人事上の必要な措置を講ずる。	教育委員会事務局	法令	中核市		0.0	0				同上
		27	(小中)県費負担教職員の研修(事務職員)に関する事務(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	・府費学校事務職員に対して、業務別実務研修、経験年次別研修、職別研修、課題別研修など、実務能力・資質向上等を目的とした研修を実施する。 ・財務事務を総括する府費校長に対して、財務運営研修会等を実施する。	教育委員会事務局	法令	中核市		3.2	1,129				より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で実施。広域の実施する研修に参加するかどうかは各特別区で判断。
6	小中学校の教員の研修・専門的事項の指導	28	(小中)教職員の研修に関する事務	学校現場において、スムーズに教員として力量を發揮できるよう、本市教育の現状と課題を教員採用試験合格者に対し、伝授する研修を実施する。 セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置し、相談事業を実施する。	教育委員会事務局	任意			0.0	1,291				より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から各特別区で実施。各特別区で研修を実施するノウハウが蓄積されるまでの間は、共同で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の極限の内容	執行体制 (正規 人) [人件費除く]	事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		29	(小中)教職員研修に関する事務	大阪市教師養成講座	教育委員会事務局	任意			0.5	2,814				より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から各特別区で実施。各特別区で研修を実施するノウハウが蓄積されるまでの間は、共同で実施。
		30	(小中)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意			12.7	671,755				学校教育法上、設置義務は市町村。より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。事業内容により、各特別区の判断の上、必要に応じて事業を共同で実施。
		31	(小中)専門的事項の指導に関する事務「H24新規」	・H25年度、H26年度の2年間で、小学校4校、中学校2校のモデル校と小中一貫校で、世界標準のICT環境として、児童・生徒用タブレットPCと電子黒板機能付きプロジェクター・実物投影機を整備し、デジタル教科書等を活用した授業づくりを実施・検証する。 ・H27年度よりICTを活用した授業づくりを全市に展開するためにスタンダードモデルを作成する。	教育委員会事務局	任意			0.3	135,110				学校教育法上、設置義務は市町村。より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。事業内容により、各特別区の判断の上、必要に応じて事業を共同で実施。
7	小中学校の職員の研修・指導	32	(小中)教職員の研修に関する事務(地方公務員法)	学校現業職員(管理作業員・給食調理員)の資質向上を図るため、集合研修を実施する。	教育委員会事務局	法令	一般市		0.4	624				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		33	市費負担教職員の研修に関する事務(地方公務員法)	・学校経営管理センター等に勤務する市費学校事務職員に対して、経験年次別研修、職別研修、課題別研修など、実務能力・資質向上等を目的とした研修を実施する。	教育委員会事務局	法令	一般市		0.0	0				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		34	(小中)指導監察業務に関する事務	大阪市立小・中学校(425校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施。	教育委員会事務局	任意			2.2	0				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
8	府費負担教職員の給与等の支給(事務処理特例条例)	35	府費負担教職員にかかる給料その他給与及び旅費、並びに児童手当の支給に関する事務	府費負担教職員の児童手当及び給与等の支給事務 府費負担教職員の住民税、所得税関係事務 府費負担教職員の旅費事務	教育委員会事務局	法令	都道府県		18.1	2,932				義務教育諸学校の教職員の給与は都道府県が負担しており、都道府県の事務であることから、広域で実施。 なお、現在政令指定都市について、権限および財源の移譲が検討されている。
9	小中学校の市費負担職員の給与等の支給及び府費負担教職員の退職手当の請求	36	(小中)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	法令	一般市		9.0	8,572				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		37	(小中)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	法令	一般市		0.6	80,925				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区 各区	連携	
		38	(小中)退職手当の請求(府費)に関する事務	学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当の請求に関する手続き	教育委員会事務局	法令	一般市		1.0	0				同上
10	小中学校の施設整備	39	(小中)施設整備に関する事務(学校教育法)	児童・生徒の増加等に伴う教室の増築 老朽や狭あい等の講堂兼体育館を改築 老朽化の進んだ校舎を計画的に改築 小中一貫校の新設整備・学校規模適正化のための新設校整備 児童生徒の増加等に伴う既存の教室の改造 全学校における学習用机・椅子等の更新整備	教育委員会事務局	法令	一般市		10.1	5,021,950				学校教育法上、設置義務は市町村。各市町村で実施すべき事務であるため各特別区で実施。
		40	(小中)施設整備に関する事務(学校保健安全法)	騒音の著しい教室に防音設備を設置 市立学校の校舎等の整備補修 学校の設備等の維持管理・社会教育施設等の電気・機械設備保安管理業務	教育委員会事務局	法令	一般市		15.1	2,753,042				同上
		41	(小中)施設整備に関する事務(地方自治法)	用地整理(狭小地・不整形校等の用地買収) 教育財産の適正管理(学校の隣地地権者との境界確定協議等) 未利用地処分(未利用地の境界確定、埋蔵文化財調査等の商品化業務)	教育委員会事務局	法令	一般市		6.1	213,474				学校教育法上、設置義務は市町村。各市町村で実施すべき事務であるため各特別区で実施。
		42	(小中)施設整備に関する事務(理科教育振興法)	理科教育用設備機器等の整備	教育委員会事務局	法令	一般市		0.8	9,483				同上
		43	(小中)施設整備に関する事務	柔道の実技推進のため中学校を対象に柔道場を整備 学校のエレベータ設置 小中学校のうち借地の借地料の支払い・賃料改定 耐震補強工事 市立学校の緑化促進 太陽光発電設備の導入 小学校1～6年生、中学校1～3年生、特別支援学級、習熟度別少人数授業で使用する普通教室に空調機を設置 など	教育委員会事務局	任意			8.1	3,882,391				学校教育法上、設置義務は市町村。各市町村で実施すべき事務であるため各特別区で実施。
		44	(小中)国庫補助金申請に関する事務(義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令)	補助制度や起債許可要件等の精査・調整	教育委員会事務局	法令	一般市		2.5	0				学校教育法上、設置義務は市町村。各市町村で実施すべき事務であるため各特別区で実施。
11	小中学校に関する事務(学校評価、学事、就学費補助金、学校維持運営費、学校徴収金、保健、給食)	45	(小中)学校評価に関する事務(学校教育法施行規則)	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱	教育委員会事務局	法令	一般市		0.8	316				学校教育法上、設置義務は市町村。各地方公共団体で実施すべき事務であるため各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の極限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
	等)	46	(小中)学校協議会に関する事務	学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意			1.6	12,486				同上
		47	(小中)学事に関する事務(学校教育法)	・大阪市学校適正配置審議会答申を踏まえ、「11学級以下」の小学校の適正化(統合)の取り組み ・各区の就学事務システムの管理監督、各区・各市立学校への就学事務の指導助言 ・市立小中学校の通学区域の設定並びに変更に関する指揮監督 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・各学校の沿革の管理	教育委員会事務局	法令	一般市		9.0	3,645				学校教育法上、設置義務は市町村。より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で実施。
		48	(小中)学事に関する事務(区)(学校教育法)	・区内の学齢児童生徒を義務教育諸学校へ就学させるための事務 ・区内における大阪市立小中学校の通学区域の設定並びに変更	教育委員会事務局	法令	一般市		0.0	2,733				同上
		49	(小中)学事に関する事務(義務標準法)	各学校による児童生徒数の報告を集約し、大阪府が定める学級編制基準にならひ、適正な学級編制を行う。	教育委員会事務局	法令	一般市		0.3	0				学校教育法上、設置義務は市町村。各市町村で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		50	(小中)学事に関する事務(統計法)	文部科学省が実施する学校基本調査、学校教員統計調査	教育委員会事務局	法令	一般市		0.3	4,272				学校教育法上、設置義務は市町村。各市町村で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		51	(小中)学事に関する事務	・学校現況調査、大阪府による児童生徒数在籍等調査等、学校に関する統計調査 ・通学に際し市営交通機関等を利用している本市内に居住する児童生徒に対して無料乗車証を交付	教育委員会事務局	任意			0.3	1,255				学校教育法上、設置義務は市町村。各市町村で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		52	(小中)教科書無償給与に関する事務(教科書の発行に関する臨時措置法)	教科書無償給与の需要数報告 ・小学校、中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告	教育委員会事務局	法令	一般市		0.1	0				学校教育法上、設置義務は市町村。各市町村で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (正規員)	事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		53	(小中)教科書無償給与に関する事務(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令)	教科書無償給与の受領報告 ・小学校、中学校で給与した教科書の冊数をとりまとめ、府教育委員会に報告 ・取次書店から小学校、中学校に供給された教科書の冊数について、各学校毎の取次書店の証明書をとりまとめ、府教育委員会に報告	教育委員会事務局	法令	一般市		0.3	0				同上
		54	奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムに関する事務	奨学費事業及び特別支援教育就学奨励費事業について、リンケージにより税情報、住民基本台帳の世帯情報、学校財務会計システムの生徒情報や就学援助情報等の内部提供を受け、認否審査等を行う管理システムの運用及び保守経費	教育委員会事務局	任意			0.5	3,776				基礎自治体の事務の処理のためのシステムの管理業務であり、各特別区で判断の上実施。
		55	(小中)児童生徒就学費補助金に関する事務	・経済的な理由により就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行う。 ・小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、法令に基づき本市で補助要綱を定め、各家庭の経済状況等に応じて奨励費を支給する。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		8.4	2,592,228				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		56	(中)児童生徒就学費補助金に関する事務	府内の中学校夜間学級に在学する大阪市居住生徒で経済的な理由により就学が困難な生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行う。	教育委員会事務局	任意			0.5	4,670				府内中学校夜間学級に在籍する市内居住生徒に対して、居住地域の基礎自治体が補助金を交付する事業。 各市町村で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		57	(小中)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意			5.0	128,582				基礎自治体の事務の処理のためのシステムの管理業務であることから、各特別区で判断の上実施。
		58	(小中)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			4.0	230,581				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規職員)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		59	(小中)学校維持運営費等に関する事務	・小・中学校で使用する消耗品費や光熱水費等を計上した学校維持運営費に係る予算・決算・配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ・小・中学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ・小・中学校の教材等の物品について、更新整備を行うための経費の予算・決算、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	法令	一般市		15.1	9,499,685				学校教育法上、設置義務は市町村。より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で実施。
		60	学校維持運営基金に関する事務	学校の維持運営に必要な備品の購入で、購入できなければ日常の教育活動に著しく支障をきたすなど緊急を要し、かつ配当予算では対応が困難である場合などに、基金から支出する。	教育委員会事務局	任意			0.5	0				学校教育法上、設置義務は市町村。より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
		61	(小中)学校徴収金に関する事務	小・中学校に係る学校徴収金の徴収事務等の指導・管理及び徴収・支払等のシステム処理等に係る運用管理など	教育委員会事務局	任意			6.3	4,159				学校教育法上、設置義務は市町村。より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
		62	(小)学校給食費の未納対策に関する事務	学校給食費の未納の催告及び法的措置に関する事務 ・給食費未納の保護者に対して未納の催告書の送付 ・学校長の依頼により市長名にて法的措置手続き	教育委員会事務局	任意			2.1	969				学校教育法上、設置義務は市町村。各市町村で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		63	(小中)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務(学校保健安全法)	・学校保健に関する事務(学校環境衛生の点検・改善などの保健対策、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等) ・児童生徒就学援助事務(医療費援助) ・就学時健康診断 ・児童生徒保健対策事業(児童生徒の健康診断、事後措置)	教育委員会事務局	法令	一般市		6.7	1,034,352				学校教育法上、設置義務は市町村。各市町村で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		64	(小中)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務(独立行政法人日本スポーツ振興センター法)	独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	法令	一般市		1.0	150,025				同上
		65	(小)小学校給食に関する事務	自校調理方式による小学校給食の実施 ・献立作成及びその充実 ・給食の衛生管理 ・施設設備の充実 ・給食食材の供給 ・給食調理業務の委託等	教育委員会事務局	法令	一般市		12.6	1,314,115				学校教育法上、設置義務は市町村。より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人件費除く)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		66	(中)中学校給食に関する事務「H24新規」	弁当箱でのデリバリー方式による中学校給食の実施 ・献立作成及びその充実 ・給食の衛生管理 ・施設設備の充実 ・給食調理業務の委託等	教育委員会事務局	法令	一般市		6.2	2,081,360				学校教育法上、設置義務は市町村。 より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
12	小中学校の学校教育活動	67	(小中)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.3	631,030				基礎自治体の事務の処理のためのシステムの管理業務であることから、各特別区で判断の上実施。
		68	(小)学校教育活動に関する事務	小学校5・6年生の学級を対象に、「外国語活動」における指導補助のために、英語のネイティブ・スピーカー(NS)を派遣する。簡単な英会話など体験的な学習活動ができる機会を設け、英語に慣れ親しませることを目的とする。	教育委員会事務局	任意			1.4	21,692				学校教育法上、設置義務は市町村。 より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
		69	(小)学校教育活動に関する事務 [放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について(放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱)]	(放課後子ども教室推進事業) 小学校において放課後の時間帯に指導員を配置し、教員との連携のもと、児童の自主学習支援を行うことで、学習意欲の向上と、自主学習習慣の定着をめざす。 事業実施モデルプランの作成、教材の選定、指導員の採用・面接・研修や、学校への指導助言等、事業を円滑に運営するための支援を行う。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		0.8	73,968				学校教育法上、設置義務は市町村。 より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
		70	(小中)学校教育活動に関する事務 [学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業実施要領]	・中学校区における地域の学校支援体制を構築し、家庭や地域の教育力を活かし、生活習慣の確立や学力向上に取り組む。 ・子ども、教職員の安全確保をさらに推進するため、警察官退職者を「子どもの安全指導員」として配置し、小学校・特別支援学校の巡回・自主警備を実施するとともに、地域での犯罪等の防止に努める。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		4.8	328,474				同上
		71	(小)学校教育活動に関する事務 [理科支援員配置事業実施要項]	小学校5・6年生の理科授業の支援を行う理科支援員の配置と、企業研究者や大学教員等との連携による特別授業を行う。 理科支援員の募集・面接・研修の立案等と、特別授業実施のために、企業・大学等と小学校との連絡調整等を行う。	教育委員会事務局	要綱等	政令市		0.5	56,610				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		72	(中)学校教育活動に関する事務	民間事業者によるNSA-C(英語のネイティブ・スピーカー)の派遣、日本とスイスの友好交流事業(青少年の交流)、中学校において総合的文化活動を実施、中学生の進路指導の充実、部活動に学校外から技術指導者を招聘、有資格者を講師として招き教員と部活動技術指導者を対象として講習会を実施、中学校水泳競技大会・総合体育大会の実施、近畿・全国中学総体への出場選手派遣支援、種目別合同練習会の開催、大阪府下で開催される近畿中学校体育大会等の開催経費の分担金、中学校の特別支援学級に在籍する生徒を対象とし、集団生活のルールを習得させるため宿泊訓練を実施	教育委員会事務局	任意			5.2	82,255				学校教育法上、設置義務は市町村。より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
		73	(小中)学校教育活動に関する事務[地方教育行政の組織及び運営に関する法律]	新学習指導要領に基づき教育内容、カリキュラムを定めた教育課程の策定や学校園での教科・領域等、指導研究、校務運営全般に対する指導、助言	教育委員会事務局	法令	一般市		14.8	0				同上
		74	(小中)学校教育活動に関する事務[義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律]	小中学校の教科用図書採択事務	教育委員会事務局	法令	一般市		2.6	44				同上
		75	(小中)学校教育活動に関する事務[学校教育法施行令]	就学相談に関する指導・助言、就学指導委員会の企画・運営、学校指定関係事務	教育委員会事務局	法令	一般市		1.0	0				同上
		76	(小中)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意			22.0	664,962				学校教育法上、設置義務は市町村。より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
		77	(小中)学校教育活動に関する事務[学校、家庭、地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(帰国・外国人児童生徒受入促進事業実施要領)]	帰国・来日等の子どもの教育の推進 ・通訳者及び日本語指導協力者を学校現場へ派遣 ・「帰国した子どもの教育センター校」の運営等を行い、日本語習得を支援	教育委員会事務局	要綱等	一般市		1.0	17,774				同上
		78	(小中)学校教育活動に関する事務[人権教育研究推進事業]	文部科学省の人権教育研究推進事業(委託事業)等を活用するとともに、関係機関との連携をすすめ、人権教育のカリキュラム作成・教材開発・教育方法の工夫等の研究をすすめる。	教育委員会事務局	要綱等	政令市		0.9	1,467				同上
		79	(小中)学校教育活動に関する事務[栄養教諭を中核とした食育推進事業(地域食育推進事業)委託要項]	小学校から全教育活動において食に関する指導の実施および充実をはかることにより、生徒の食への自己管理を高め、家庭からの弁当持参や栄養のバランスのとれた弁当選択ができる力を高める。また、食育展により、弁当づくり等食に関する保護者への関心を高める。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		0.6	4,728				学校教育法上、設置義務は市町村。より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		80	(小中)学校教育活動に関する事務【教育課程研究指定校事業実施要項】	すべての学力の基礎となる言語力の向上を図るため、言語力向上研究委員会を設置し、言語力向上の方策について検討を行う。 ・効果的な授業のあり方について研究し、パイロット校での研究の成果を「実践事例集」「ワークシート集」としてまとめ、取り組みを進める。	教育委員会事務局	要綱等	政令市		0.9	4,806				同上
		81	(小中)学校教育活動に関する事務【子どもの体力向上推進事業委託要項】	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」に基づく子どもの体力向上支援事業 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の調査結果を分析。学校における体育・健康に関する指導などの改善を図る。	教育委員会事務局	要綱等	政令市		0.8	1,442				同上
		82	(小中)学校教育活動に関する事務【学校、家庭、地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)】	中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校生徒に対する支援について、教職員に対するアセスメントやプランニングなどの助言を行うとともに、コーディネーターとして校区小学校や関係諸機関との連携に関わる支援を行う。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		0.5	14,388				同上
		83	(小中)学校教育活動に関する事務【特別支援教育の推進について(通知)】	発達障がい等に関する教職員向けの研修講座や支援・指導の事例集作成、障がい種に応じた指導内容の研究や情報発信などを実施。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		0.2	249				同上
		84	(小中)学校教育活動に関する事務【全国学力・学習状況調査に関する実施要領】	・文部科学省主催「新年度全国学力・学習状況調査説明会」への参加。また各校への実施説明及び結果公表説明。 ・本市では、希望利用方式を活用して、抽出されなかった学校も同様の調査を本事業により実施する。	教育委員会事務局	要綱等	一般市		0.2	1,905				学校教育法上、設置義務は市町村。より地域に密着した教育行政による教育内容の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
13	幼稚園の教員の研修(政令市権限)	85	(幼)初任者研修事業、10年次研修事業に関する事務	・初任者研修については、新規採用教員を対象として、年間13日間の研修を実務に即して実施する。 ・10年次研修については、在職期間が10年目の教員を対象として、年間7日間程度の研修を実務に即して実施する。	教育委員会事務局	法令	政令市		0.1	0				H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。 教員対象研修の企画・実施には高度な専門性が必要であり、広域的に対応することが効果的であるため、広域で実施。
		86	(幼)市費教員の研修(教員)＜幼稚園等新規採用教員研修＞に関する事務(教育公務員特例法)	幼稚園等新規採用教員に対する研修の実施 幼稚園及び特別支援学校幼稚園部の教諭等の初任者に対して保育の実践指導及び研修会を実施する。	教育委員会事務局	法令	政令市		0.1	4,954				H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。 教員対象研修の企画・実施には高度な専門性が必要であり、広域的に対応することが効果的であるため、広域で実施。
14	幼稚園に関する事務	87	(幼)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意			0.0	1,664				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、各特別区で判断の上実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の極限の内容	執行体制 (正規職員)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		88	(幼)教職員の人事に関する事務	幼稚園にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用、教職員の表彰、人事サービス管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、各特別区で判断の上実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。
		89	(幼)教職員の研修に関する事務	幼稚園における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業	教育委員会事務局	任意			0.0	0				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、各特別区で判断の上実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。
		90	(幼)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、各特別区で判断の上実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。
		91	(幼)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムの安定稼働にかかる業務及びICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	675				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、各特別区で判断の上実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。
		92	(幼)教職員の勤務成績の評定に関する事務	市費負担教員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校園の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、各特別区で判断の上実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。
		93	(幼)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意			0.0	0				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、各特別区で判断の上実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。
		94	(幼)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・生活習慣病の予防および早期発見を目的とする、詳細な項目の健康診断(節目健康診断)実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			0.0	3,428				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、各特別区で判断の上実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。
		95	(幼)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意			0.0	0				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、各特別区で判断の上実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の極限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		96	(幼)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与とデータを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 (システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		97	(幼)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、各特別区で判断の上実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。
		98	(幼)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			1.2	94				同上
		99	(幼)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			0.3	8,275				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、各特別区で実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。
		100	(幼)学校維持運営費等に関する事務	市立幼稚園が使用する消耗品費や光熱水費等を計上した幼稚園維持運営費について、こども青少年局から予算配付を受け、各幼稚園へ予算を配当し、その執行・調達・支払等、会計に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			0.4	0				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、特別区で判断の上実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。
		101	(幼)学校徴収金に関する事務	幼稚園に係る学校徴収金の徴収事務等の指導・管理及び徴収・支払等のシステム処理等に係る運用管理など	教育委員会事務局	任意			0.8	16				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、各特別区で実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。
		102	(幼)学校教育活動に関する事務	・学校園で発生した事件・事故等に対する初期段階からの法的な対応・解決策について弁護士相談事業を実施 ・学校園における研究・研修を支援 ・学校園における海外からの教育視察団の受け入れ等において記念品を供与 ・新学習指導要領に基づき教育内容、カリキュラムを定めた教育課程の策定や学校園での教科・領域等、指導研究、校務運営全般に対する指導・助言 ・幼稚園運営・教育活動に関する指導と掌握、幼稚園施策に関する調整、子育ての支援に関する指導助言	教育委員会事務局	任意			4.0	0				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、各特別区で実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		103	(幼)教職員研修に関する事務	教員経験者研修等(10年次研修除く)、管理職研修、健康教育等研修、幼児教育振興、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進、内定者研修	教育委員会事務局	任意			0.3	4,133				住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、特別区で判断の上実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。 教員に対する研修については広域で実施する研修に参加する方向、任意で行う研修については、各特別区で判断の上実施。
		104	(幼)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		105	園児の安全及び保健衛生の向上に関する事務	・学校環境基準による幼稚園保育室の空気環境の適正な維持、消耗品費(ガス検知管カートリッジ)の支出にかかる事務 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害共済給付制度にかかる事務 ・就園時健康診断の実施にかかる事務 ・歯みがき指導の実施にかかる事務	こども青少年局	任意			0.5	3,550				子育て支援の拠点としての役割を担っており、住民に身近な市町村が設置するのが通例であることから、各特別区で判断の上実施。 H27年度以降、順次民営化(休廃園を含む)を実施する予定。
		106	障がいのある園児にかかる介助指導員の雇用に関する事務	・教育時間終了後に希望者を対象に行う教育活動(預かり保育)を実施するにあたり、園児の心身の健全な発達を図るとともに、預かり保育全体の充実・発展を支援する。(障がいのある園児にかかる介助指導員の雇用に関する事務)	こども青少年局	任意			0.4	10,653				同上
		107	市立幼稚園の管理運営に関する事務	・市立幼稚園の園児募集等にかかる事務 ・全国国公立園長会及び大阪府国公立幼稚園研究会への参加等の必要経費の支出にかかる事務 ・教育にかかる需要費等の支出にかかる事務 ・施設の維持管理運営・必要経費等の支出にかかる事務 ・幼児用机・椅子・山土にかかる整備にかかる費用の支出にかかる事務 ・教科用図書購入にかかる経費の支出事務 ・建物の修繕にかかる経費の支出事務 ・法に基づく設備点検等にかかる必要経費の支出事務 幼稚園(59園)	こども青少年局	任意			2.5	289,553				同上
		108	施設の維持管理にかかる点検及び改修整備に関する経費の支出事務	・市立幼稚園における良好な学習環境を確保するため、施設の補修整備の実施にかかる支出事務。	こども青少年局	任意			1.1	44,697				同上
		109	市立幼稚園の民営化にかかる事務	・国における、「子ども・子育て新システム」への対応等市立幼稚園の民営化に向けた整理	こども青少年局	任意			1.8	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		110	就園奨励費補助に関する事務	・大阪市内に居住し、私立幼稚園に就園する園児(3歳～5歳児及び満3歳児)を扶養している保護者が負担する入園料、保育料の償還及び減免を行う幼稚園設置者に対し、国制度に基づき、保護者の所得に応じて補助。	子ども青少年局	要綱等	一般市		1.5	2,332,851				同上
		111	私立幼稚園に対する助成に関する事務	・私立幼稚園就園奨励費補助対象外のもので大阪市内に居住し、私立幼稚園に就園する園児(3歳～5歳児及び満3歳児)を扶養している保護者が負担する入園料・保育料の償還及び減免を行う幼稚園設置者に対し、保護者の所得に応じて補助。 ・私立幼稚園における幼児教育の振興普及を図るため、調査研究・研修・啓発事業等を実施。 ・自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい(LD)、注意欠陥多動症候群(ADHD)など発達障がいと診断される方が全体の約5～6%といわれており、発達障がいのある幼児も年々増加。市内の保護者、地域の幼児教育センターの役割を担っている私立幼稚園等の教職員からの発達障がい等の相談に関して支援。	子ども青少年局	任意			1.2	455,179				同上
15	高等学校に関する事務	112	(高)市立高等学校の定時制課程の教員等の給与負担に関する事務	・市立高校における定時制の課程の校長、教頭、教諭等の給料その他の給与等並びに講師の報酬等の支払い事務 ・市立高校における定時制の課程の校長、教頭、教諭等の退職手当、旅費、住民税、所得税に関する事務	教育委員会事務局	法令	政令市		0.5	2,456				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		113	(高)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務	教育委員会事務局	任意			0.0	844				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		114	(高)施設整備に関する事務	老朽化の進んだ校舎の改築、校舎等の整備補修 用地整備、教育財産の適正管理、未利用地処分 耐震補強工事 理科教育用設備機器等の整備 産業教育の実験・実習に必要な設備等の整備 定時制高等学校の教育設備の充実 英語教育用の語学演習機器を整備 普通教室に空調設備を整備。保守点検、空調設備の移設 など (咲くやこの花中学校を含む)	教育委員会事務局	任意			7.1	986,694				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		115	(高)学事に関する事務	・学級編制の標準により学級編制 ・学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査等 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・各学校の沿革の管理 ・大阪市立の高等学校への進学を希望する者の入学者選抜事務	教育委員会事務局	任意			1.1	2,373				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正規)	事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		116	(高)教職員の人事に関する事務	高等学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、図書担当嘱託職員の採用、現業管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用、初任者研修指導教員派遣事業、事故職員の補充(学校保健統計集計員採用)、生徒及び教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			0.3	325,255				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		117	(高)教職員の研修に関する事務	高等学校における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修を実施する。セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		118	(高)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		119	(高)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	274				同上
		120	(高)教職員の勤務成績の評定に関する事務	市費負担教員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校園の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		121	(高)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	任意			0.0	104				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		122	(高)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・生活習慣病の予防および早期発見を目的とする、詳細な項目の健康診断(節目健康診断)実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			0.0	12,737				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		123	(高)市費負担教職員の研修に関する事務	・高等学校に勤務する市費学校事務職員に対して、業務別実務研修、経験年次別研修、職別研修、課題別研修など、実務能力・資質向上等を目的とした研修を実施する。 ・財務事務を総括する市費校長に対して、財務運営研修会等を実施する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		124	(高)指導監察業務に関する事務	大阪市立高等学校(23校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意			0.0	0				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		125	(高)校舎ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校舎への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意			0.0	0				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		126	(高)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 (システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		127	(高)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		128	(高)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービスなどの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	5,603				同上
		129	(高)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			1.8	46,823				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		130	(高)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			0.6	64,320				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		131	(高)学校維持運営費等に関する事務	・高等学校で使用する消耗品費や光熱水費等を計上した学校維持運営費に係る予算・決算、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ・高等学校に係る予算の各学校への配当、執行、調達、支払等会計に関する事務 ・高等学校の教材等の物品について更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意			0.9	794,003				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		132	(高)学校徴収金に関する事務	高等学校に係る学校徴収金の徴収事務等の指導・管理及び徴収・支払等のシステム処理等に係る運用管理など	教育委員会事務局	任意			0.3	453				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		133	(高)入学科・検定料に関する事務	高等学校(デザイン教育研究所を含む)に係る入学科・検定料の調定及び徴収に関する事務 ・高等学校に係る検定料納付書の作成 ・検定料・入学科等(デザイン研究所、中央高等学校聴講生を含む)の事務処理 ・咲くやこの花中学校の検定料の事務処理	教育委員会事務局	任意			0.3	175				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		134	(高)過年度授業料の未納対策に関する事務	高等学校に係る過年度授業料の督促及び法的措置に関する事務 (H21年度までの高等学校授業料の未納者への督促及び法的措置に関する手続き)	教育委員会事務局	任意			1.0	1,509				同上
		135	(高)授業料不徴収交付金に関する事務	高等学校に係る授業料不徴収交付金の請求に関する事務 (四半期毎による請求・調定処理)	教育委員会事務局	任意			0.1	0				同上
		136	(高)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務(学校環境衛生の点検・改善などの保健対策、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等) ・児童生徒保健対策事業(健康診断の実施、事後措置) ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意			0.2	76,544				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		137	(高)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意			11.2	346,750				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (正規 人 員 規)	事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		138	(高)教職員研修に関する事務	指導振興(民間研修機関等派遣研修)、初任者研修、教員経験者研修等、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進	教育委員会事務局	任意			0.1	960				大阪府域全体で適正配置。通学区域が広域。専門的な教育を実施。以上から、広域で実施。
		139	(高)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意			0.5	35,580				同上
16	特別支援学校に関する事務	140	(特)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱、学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	392				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		141	(特)施設整備に関する事務	良好な教育環境の整備、校舎等の整備補修用地整備、教育財産の適正管理、未利用地処分耐震補強工事、理科教育用設備機器等の整備 など	教育委員会事務局	法令	都道府県		2.3	742,315				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		142	(特)学事に関する事務	・各特別支援学校に就学事務の指導助言 ・大阪府が定める学級編制基準にならい、学級編制 ・学校基本調査、学校教員統計調査等、学校に関する統計調査等 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・各学校の沿革の管理	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	0				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		143	(特)教職員の人事に関する事務	特別支援学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、現業管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用、初任者研修指導員派遣事業、児童・生徒及び教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業、学校事務の支援に関する事務を行う。	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	29,187				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		144	(特)教職員の研修に関する事務	特別支援学校における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人 員 規 模)	事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		145	(特)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。 (教員)採用計画の作成、毎年、教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	0				同上
		146	(特)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	103				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		147	(特)教職員の勤務成績の評定に関する事務	府費負担教職員については大阪府教育委員会規則、市費負担教職員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	0				同上
		148	(特)教職員給与制度、勤務条件に関する事務	・労働安全衛生法に則して休養スペースの設置や備品整備	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	25				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		149	(特)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・生活習慣病の予防および早期発見を目的とする、詳細な項目の健康診断(節目健康診断)実施 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	8,831				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の極限の内容	執行体制 (人正規)	事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		150	(特)教科書無償給与に関する事務	教科書無償給与の需要数報告 ・特別支援学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告 教科書無償給与の受領報告 ・特別支援学校で給与した教科書の冊数をとりまとめ、府教育委員会に報告 ・取次書店から特別支援学校に供給された教科書の冊数について、各学校毎の取次書店の証明書を取りまとめ、府教育委員会に報告	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	0				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		151	(特)市費負担教職員の研修に関する事務	・特別支援学校に勤務する市費学校事務職員に対して、業務別実務研修、経験年次別研修、職別研修、課題別研修など、実務能力・資質向上等を目的とした研修を実施する。	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	0				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		152	(特)指導監察業務に関する事務	大阪市立特別支援学校(9校)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意			0.0	0				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		153	(特)児童生徒就学費補助金に関する事務	視覚・聴覚特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のための必要な経費の一部を支給する。	教育委員会事務局	任意			0.5	811				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		154	(特)校圏ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校圏への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	26				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		155	(特)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 (システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	0				同上
		156	(特)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	0				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人) 【人件費除く】	事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		157	(特)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービスなどの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	5,466				同上
		158	(特)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.6	1,424				同上
		159	(特)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.2	3,195				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		160	(特)退職手当の請求(府費)に関する事務	・退職手当の請求(府費)に関する業務	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	0				同上
		161	(特)学校維持運営費等に関する事務	・特別支援学校で使用する消耗品費や光熱水費等を計上した学校維持運営費に係る予算・決算、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ・特別支援学校に係る予算の各学校への配当、執行・調達・支払等会計に関する事務 ・特別支援学校の教材等の物品について、更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.4	300,601				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		162	(特)学校徴収金に関する事務	特別支援学校に係る学校徴収金の徴収事務等の指導・管理及び徴収・支払等のシステム処理等に係る運用管理など	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.1	6				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		163	(特)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務(学校環境衛生の点検・改善などの保健対策、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等) ・児童生徒就学援助事務(医療費援助) ・児童生徒保健対策事業(健康診断・事後措置) ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.2	28,793				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (正規) 人 員 規)	事業費 [人件費除く]	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		164	(特)特別支援学校給食に関する事務	自校調理方式による特別支援学校給食の実施 ・献立作成及びその充実 ・給食の衛生管理 ・施設設備の充実 ・給食食材の供給	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.2	9,535				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		165	(特)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	法令	都道府県		5.1	528,349				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。
		166	(特)教職員研修に関する事務	初任者研修、教員経験者研修等、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.1	1,123				学校教育法上、設置義務は都道府県。大阪府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定。専門性の高い教育を実施。以上から、広域で実施。
		167	(特)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会、	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.0	8,165				同上
17	大学に関する事務	168	大学関連事務(大阪市立大学)	大阪市立大学に関する事務	経済戦略局	法令	一般市		4.8	14,906,213				国内外での競争に打ち勝ち、大阪の成長や発展により寄与する大学となるよう広域で実施。
18	長谷川小・中学校、弘済小・中学校、明治小分校	169	(長谷川小・中学校)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務 (所在地:柏原市)	教育委員会事務局	任意			0.0	0				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有。併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		170	(弘済小・中学校)学校評価・学校協議会に関する事務	学校評価の充実・改善、学校評議員の委嘱 学校協議会の活動状況の進捗管理や指導助言、協議会委員の任命・交通費の支払業務 (所在地:吹田市、高槻市(分校))	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		171	(長谷川小中)施設整備に関する事務	児童・生徒の増加等に伴う教室の増築及び既存の教室の改造 老朽化の進んだ校舎及び講堂兼体育館をを計画的に改築、校舎等の整備補修及び耐震補強工事 全小・中学校の壁面緑化・市立学校の緑化促進・芝生化の整備に対する補助金交付 理科教育用設備機器等の整備 英語教育用の語学演習機器を中学校を対象に整備 普通教室に空調機を設置及び太陽光発電設備の導入 など	教育委員会事務局	任意			0.0	24,613				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有、併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		172	(弘済小中)施設整備に関する事務	児童・生徒の増加等に伴う小中学校の教室の増築及び既存の教室の改造 老朽化の進んだ校舎及び講堂兼体育館をを計画的に改築、校舎等の整備補修及び耐震補強工事 全小・中学校の壁面緑化・市立学校の緑化促進・芝生化の整備に対する補助金交付 理科教育用設備機器等の整備 英語教育用の語学演習機器を中学校を対象に整備 普通教室に空調機を設置及び太陽光発電設備の導入 など	教育委員会事務局	任意			0.0	37,915				同上
		173	(弘済小中)学事に関する事務	・各区の就学事務システムの管理監督、各区や各市立学校に就学事務の指導助言 ・大阪府が定める学級編制基準にならい学級編制 ・学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数在庫等調査等 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理	教育委員会事務局	任意			0.0	0				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有、併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		174	(長谷川小中)学事に関する事務	・各区の就学事務システムの管理監督、各区や各市立学校に就学事務の指導助言 ・大阪府が定める学級編制基準にならい学級編制 ・学校基本調査、学校教員統計調査、大阪市独自の学校現況調査、大阪府による児童生徒数在庫等調査等 ・学校の設置・廃止について、学校設置条例を改正して周知 ・学校の沿革の管理	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規人) 【人件費除く】	事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		175	明治小学校分校に関する事務	情緒障がい児短期治療施設である大阪市立児童院に入所する児童を就学させるための小学校(西区)であり、他の小学校と同じく当該学校について就学関係事務、学級編制事務、統計調査事務、設置・廃止事務の対象となっている。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		176	(長谷川小中)教職員の人事に関する事務	長谷川小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、嘱託職員の採用、現業職員の管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、児童生徒及び教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業、学校事務の支援に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有。併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		177	(長谷川小中)教職員の研修に関する事務	長谷川小中における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		178	(長谷川小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。 (教員)採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		179	(長谷川小中)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		180	(長谷川小中)教職員の勤務成績の評定に関する事務	府費負担教職員については大阪府教育委員会規則、市費負担教職員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校園の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規職員)	事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		181	(弘済小中)教職員の人事に関する事務	弘済小中学校にかかる教職員の給与決定、人事管理、事故職員の補充、現業職員の管理体制の活用、教育職員免許法認定講習、教員免許更新制、非常勤講師の採用・配置、児童生徒及び教職員の表彰、人事労務管理、争訟、教員復職支援事業、学校事務の支援に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		182	(弘済小中)教職員の研修に関する事務	弘済小中における学校現業職員の資質向上を図るための研修、教員採用試験合格者に対し本市教育の現状と課題を伝授する研修、セクシャル・ハラスメント専門相談員による相談窓口を設置して相談事業をそれぞれ実施する。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		183	(弘済小中)教職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事務	(府費負担学校事務職員)採用計画の作成、採用の選考請求、採用試験での試験監督業務、所属への配属に関する一連の事務を分担する。 (教員)採用計画の作成、毎年の教員採用試験についての要綱作成や問題作成、採用テストの実施、合格者の判定にかかる業務の分担を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		184	(弘済小中)教職員勤務状況事務処理システムにかかる事務	各教職員がICカードをカードリーダーに打刻することで、個々の勤務状況をデータ管理するシステムを導入している。そのシステムの安定稼働にかかる業務及び、ICT導入に伴う次期システム構築検討を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		185	(弘済小中)教職員の勤務成績の評定に関する事務	府費負担教職員については大阪府教育委員会規則、市費負担教員については「地方公務員法」第40条第1項に基づき実施する。教職員が学校の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、その達成に意欲的に取り組み、達成状況について点検・評価、改善を行うことにより、教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図る。 市費職員については、人事評価を実施し、職員の勤務意欲・資質能力の向上や組織の活性化を図る。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		186	(長谷川小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			0.0	319				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有。併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		187	(弘済小中)教職員福利厚生、保健衛生に関する事務	教職員の福利厚生、保健衛生に係る業務 ・健康診断の実施、健康管理に資する適切な事後指導等 ・「教職員労働安全衛生協議会」、「学校給食労働安全衛生委員会」、「管理作業員労働安全衛生委員会」の設置運営 ・全校園への産業医の配置 ・教員を除く学校職員に対する作業服等の被服貸与	教育委員会事務局	任意			0.0	207				同上
		188	(長谷川小・中)教科書無償貸与に関する事務	教科書無償貸与の需要数報告 ・長谷川小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告 教科書無償貸与の受領報告 ・長谷川小・中学校で貸与した教科書の冊数をとりまとめ、府教育委員会に報告 ・取次書店から長谷川小・中学校に供給された教科書の冊数について、取次書店の証明書を府教育委員会に報告	教育委員会事務局	任意			0.0	0				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合により保有。併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		189	(弘済小・中)教科書無償貸与に関する事務	教科書無償貸与の需要数報告 ・弘済小・中学校で翌年度に必要とする教科書の需要数をとりまとめ、府教育委員会に報告 教科書無償貸与の受領報告 ・弘済小・中学校で貸与した教科書の冊数をとりまとめ、府教育委員会に報告 ・取次書店から弘済小・中学校に供給された教科書の冊数について、取次書店の証明書を府教育委員会に報告	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		190	(長谷川小・中)指導監察業務に関する事務	大阪市立長谷川小・中学校(郊外)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意			0.0	0				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有。併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の極限の内容	執行体制 (人正規) 【人件費除く】	事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		191	(弘済小・中)指導監察業務に関する事務	大阪市立弘済小・中学校(郊外)における事務(学校事務)の執行が法令・規則等に基づき適正に処理されているかを主眼とし、事務指導に重点を置いた指導監察を実施	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		192	(長谷川小中)校舎ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校舎への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意			0.0	0				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有。併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		193	(長谷川小中)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 (システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		194	(長谷川小中)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校医等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		195	(長谷川小中)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		196	(長谷川小中)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			0.0	494				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		197	(長谷川小中)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			0.0	0				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有。併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		198	(長谷川小中)退職手当の請求(府費)に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当の請求に関する手続き	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		199	(弘済小中)校園ネットワークシステム運行管理に関する事務	学校園及び学校経営管理センターシステム業務の運用、インターネット接続、情報機器におけるシステムの安定的な稼働を行うための運行管理、情報セキュリティにかかる校園への周知・指導、操作研修、IT関連経費予算のとりまとめ、契約・支払い等	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		200	(弘済小中)教職員情報システム運用管理に関する業務	人事・給与データを管理する、教職員情報システムの運用管理を行う。 (システム障害対応、システム改修、基盤管理、関係部署への周知・指導、IT関連予算のとりまとめ、システム保守や機器類の契約・支払等)	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		201	(弘済小中)学校財務会計システム運用管理に関する事務	学校園の事務にかかる文書管理、公金会計、備品管理、教職員旅費、校区等報酬、生徒情報、学校徴収金、保育料等、就学援助事務の各業務システム機能など学校財務会計システム運用管理に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		202	(弘済小中)校務支援ICT活用事業に関する事務「H24新規」	教員一人1台のパソコン整備、ネットワーク、メール環境、グループウェア、コミュニケーションサービス、出欠管理や成績処理、通知表や指導要録などの校務支援サービスなど校務のICT化を図り、校務事務の効率化を図り、情報の有効活用により学校教育の質の向上を図る校務支援ICT活用事業に関する業務	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (人正規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		203	(弘済小中)給与等の支給(市費)に関する事務	・退職手当の支給(市費)に関する業務 ・教職員の旅費に関する業務(市費) ・市費人件費の支給に関する業務 ・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・教職員情報システムとの連携・運用に関する業務 ・市費・府費教職員の住民税・所得税に関する業務 ・旅費業務(市費) ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			0.0	265				同上
		204	(弘済小中)児童手当の支給(市費)に関する事務	・市費物件費(報酬・児童手当)の支給に関する業務 ・給与業務(市費)	教育委員会事務局	任意			0.0	0				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有。併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		205	(弘済小中)退職手当の請求(府費)に関する事務	・学校園に勤務する府費負担教職員・臨時的任用職員の退職者の退職手当の請求に関する手続き	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
		206	(長谷川小中)学校維持運営費等に関する事務	・長谷川小・中学校で使用する消耗品費や光熱水費等を計上した学校維持運営費に係る予算・決算・配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ・長谷川小・中学校に係る予算の各学校への配当・執行・調達・支払等会計に関する事務 ・長谷川小・中学校の教材等の物品について、更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意			0.0	24,043				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有。併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		207	(弘済小中)学校維持運営費等に関する事務	・弘済小・中学校で使用する消耗品費や光熱水費等を計上した学校維持運営費に係る予算・決算・配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務 ・弘済小・中学校に係る予算の各学校への配当・執行・調達・支払等会計に関する事務 ・弘済小・中学校の教材等の物品について、更新整備を行うための経費の予算・決算及び配当・執行・調達・支払等会計に関する事務	教育委員会事務局	任意			0.0	17,063				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有。併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		208	(長谷川小中)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務(学校環境衛生の点検・改善などの保健対策、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等) ・児童生徒就学援助事務(医療費援助) ・児童生徒保健対策事業(健康診断・事後措置) ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意			0.0	1,831				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有。併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規職員)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		209	(弘済小中)児童及び生徒の養護、保健衛生に関する事務	・学校保健に関する事務(学校環境衛生の点検・改善などの保健対策、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱等) ・児童生徒就学援助事務(医療費援助) ・児童生徒保健対策事業(健康診断・事後措置) ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付事務	教育委員会事務局	任意			0.0	1,930				同上
		210	(長谷川小)小学校給食に関する事務	自校調理方式による長谷川小学校給食の実施 ・献立作成及びその充実 ・給食の衛生管理 ・施設設備の充実 ・給食食材の供給	教育委員会事務局	任意			0.0	75				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有。併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		211	(長谷川小)学校教育活動に関する事務	・小学校5・6年生の学級を対象に、「外国語活動」における指導補助のために、英語のネイティブ・スピーカーを派遣する。 ・小学校5・6年生の理科授業の支援を行う理科支援員の配置と、企業研究者や大学教員等との連携による特別授業を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	24				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有。併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		212	(長谷川中)学校教育活動に関する事務	NSA-C派遣事業、日本・スイス青少年(中学生)交流事業、中学校総合文化祭、中学生の進路指導の充実、部活動技術者招聘事業、部活動技術者講習会、総合体育大会、体育部活動育成、全国中学校体育大会参加補助金、近畿中学校体育大会参加激励金、宿泊訓練	教育委員会事務局	任意			0.0	307				同上
		213	(長谷川小中)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意			0.1	1,015				同上
		214	(弘済小)学校教育活動に関する事務	・小学校5・6年生の学級を対象に、「外国語活動」における指導補助のために、英語のネイティブ・スピーカーを派遣する。 ・小学校5・6年生の理科授業の支援を行う理科支援員の配置と、企業研究者や大学教員等との連携による特別授業を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	24				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規職員)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		215	(弘済中)学校教育活動に関する事務	NSA - C派遣事業、日本・スイス青少年(中学生)交流事業、中学校総合文化祭、中学生の進路指導の充実、部活動技術者招聘事業、部活動技術者講習会、総合体育大会、体育部活動育成、全国中学校体育大会参加補助金、近畿中学校体育大会参加激励金、宿泊訓練	教育委員会事務局	任意			0.0	307				同上
		216	(弘済小・中)学校教育活動に関する事務	学校教育活動全般に関する事務 ・学習活動の充実・支援 ・生活指導 ・教育環境の充実	教育委員会事務局	任意			0.1	1,019				同上
		217	(長谷川小中)教職員研修に関する事務	指導振興(民間研修機関等派遣研修)、初任者研修、OJT、教員経験者研修等、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、授業力アップサポート、教師カトップアシスト、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進	教育委員会事務局	任意			0.0	0				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有、併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		218	(長谷川小中)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意			0.0	1,294				同上
		219	(弘済小中)教職員研修に関する事務	指導振興(民間研修機関等派遣研修)、初任者研修、OJT、教員経験者研修等、管理職研修、健康教育等研修、内定者研修、授業力アップサポート、教師カトップアシスト、指導振興事務(研修)、人権教育研究、教職員地域研修推進、自主研修支援、情報教育推進	教育委員会事務局	任意			0.0	0				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については一体的に取り扱うべきであることから、市立の児童福祉施設については、一部事務組合等により保有、併設の小中学校については、特別区(一部区)の教育委員会の所管とする。
		220	(弘済小中)専門的事項の指導に関する事務	教育研究、教育資料、学校園に対する教育情報提供、学力向上推進業務、調査・研究業務、指導助言業務、情報教育研究、情報教育推進(ソフトウェアライブラリー)、情報教育の推進、特別支援教育コーディネーター連絡協議会	教育委員会事務局	任意			0.0	2,039				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担率			考え方
											広域	特別区 各区	連携	
19	中学校夜間学級	221	中学校夜間学級(天満、天王寺、東生野、文の里中学校)に関する事務	義務教育未修了の学齢超過者が就学を希望する者を対象として設置されており、他の中学校と同じく当該学校について就学関係事務、学級編制事務、統計調査事務、設置・廃止事務の対象となっている。 (所在地:天満(北区)、天王寺(天王寺区)、東生野(生野区)、文の里(阿倍野区))	教育委員会事務局	任意			0.0	0				学校教育法上、中学校の設置義務者は市町村であるため、学校の所在地の特別区で実施。
		222	(中)学校教育活動に関する事務[学校運営支援等の推進事業委託要項]	学齢超過者で義務教育未修了者のうち、希望者を対象に中学校教育を行う目的として開設している夜間学級における教育内容に関する調査研究。 *現在4中学校(天王寺、天満、東生野、文の里)	教育委員会事務局	要綱等	一般市		0.2	284				同上
20	天王寺中学校通信教育部	223	天王寺中学校通信教育部に関する事務	教育の機会均等などを目的とし、働きながら中学校の教育を受けたい人々のために設けられた通信教育部	教育委員会事務局	任意			0.0	0				文部科学省からの委託により、S23年度から天王寺中学校で実施。 引き続き、同中学校で実施。
21	咲くやこの花中学校(中高一貫校)	224	(咲くやこの花中)就学に関する事務	・中高一貫校である咲くやこの花中学校に関する就学事務(学校において行う事務の指導監督) (所在地:此花区)	教育委員会事務局	任意			0.0	0				大阪府域全体で適正配置。 通学区域が広域。 専門的な教育を実施。 以上から、高校については、広域で実施。 高校に併設された中学校は、高校と同様の要件に該当。
		225	(咲くやこの花中高)学事に関する事務	・中高一貫校である咲くやこの花中学校に関する学事事務(統計調査、学校の沿革の管理等) ・大阪市立咲くやこの花中学校への進学を希望する者の入学選抜事務 (所在地:此花区)	教育委員会事務局	任意			0.0	0				同上
22	デザイン教育研究所	226	(高)(デザイン教育研究所)学校維持運営費等に関する事務	所管担当からの予算配付を受け、デザイン教育研究所(阿倍野区)が日常の教育活動等のために使用する消耗品等を購入する経費などについて、予算配当及びその執行、調達、支払等会計に関する事務を行う。	教育委員会事務局	任意			0.0	0				大阪府域全体で適正配置。 通学区域が広域。 専門的な教育を実施。 デザイン教育研究所を存続させる場合は、工芸高校と一体で管理する必要。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (正規職員)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区	連携	
23	奨学費に関する事務	227	奨学費に関する事務	・経済的な理由により高等学校又は高等専門学校への修学が困難な生徒に対して奨学費を支給する。 ・各種奨学金制度の情報提供及び各種奨学金の相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるよう支援を行う。 ・学校における奨学金教育の充実を目指して進路教材を用いての指導の充実を図る。	教育委員会事務局	任意			4.9	420,180				住民に対するサービスであり、各特別区の施策方針に沿って実施。
24	高等学校等奨学金(債権管理業務、国庫への返還)	228	高等学校等奨学金(債権管理業務、国庫への返還)に関する事務	・地対財特法に基づく、高等学校等への進学を奨励するための奨学金について、H22年度に制定された条例等に基づき、借受者への説明を始め、返還請求・督促・徴収及び返還免除等の債権管理を行う。 ・正当な理由もなく支払い等に応じない者に対しては、法的措置を実施する。 ・あわせて、返還金等のうち国庫負担分を国庫へ返還する事務を行う(地対財特法に基づく(高等学校等進学奨励の奨学金貸与は国庫補助制度を活用して実施していたため)。 ・奨学金の貸与事業はH13年度末で終了している。	教育委員会事務局	要綱等	政令市		9.0	10,008				大阪府・大阪府で免除規定等が異なっており、一体的に管理することが困難であるため、債権管理については特別区で実施。
25	大学奨学金	229	大学奨学金(債権管理業務、国庫への返還)	・地対財特法に基づく短期大学または大学への進学を奨励するための奨学金について、返還請求・督促・徴収及び返還免除等の債権管理を行う。 ・奨学金の貸与事業は平成13年度末で終了	福祉局	要綱等	政令市		2.0	12,293				大阪府・大阪府で免除規定等が異なっており、一体的に管理することが困難であるため、債権管理については特別区で実施。
26	財団法人大阪府育英会への事業資金の貸付	230	財団法人大阪府育英会への事業資金の貸付に関する事務	公益財団法人大阪府育英会へ事業資金の貸付を行う。	教育委員会事務局	任意			0.1	0	調	整	中	訴訟係属中。判決を踏まえて対応検討。
		231	大阪府育英会貸付金	公益財団法人大阪府育英会に対する事業資金貸付に関する事務	福祉局	任意			0.0	0	調	整	中	訴訟係属中。判決を踏まえて対応検討。
27	重要文化財・埋蔵文化財等	232	重要文化財の管理に関する事務	市内に所在する重要文化財の ・現状変更等の許可 ・公開の許可及び取消し並びに停止命令 ・保存のための調査	教育委員会事務局	法令	中核市		0.0	0				地域振興等の施策と一体的・効果的に事業展開できることから、各特別区で実施。
		233	埋蔵文化財の発掘調査に関する事務(指定都市)	市内における ・民間の土木工事のための発掘に関する届出及び指示 ・民間の遺跡の発見に関する届出、停止命令等	教育委員会事務局	法令	政令市		0.3	0				同上
		234	埋蔵文化財の発掘調査に関する事務(中核市)	出土遺物の認定と受領	教育委員会事務局	法令	中核市		0.2	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
		235	指定、登録および埋蔵文化財等の普及・活用・保存・修理・助成に関する事務	文化財保護法施行令により大阪府が行うこととされている事務にかかる通知事務等市内に所在する重要文化財等の ・補助金を交付する管理について等の指揮監督に係る通知事務 ・現状変更等の停止命令に係る通知事務 ・公開の停止命令に係る通知事務 ・市内埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出の受理 ・国の機関が行う発掘に関する通知事務 など	教育委員会事務局	法令	都道府県		0.3	0				現在、大阪市・堺市が事務処理特例条例に基づき実施している事務。 地域振興等の施策と一体的・効果的に事業展開できることから、各特別区で実施。
		236	文化財の保護に関する事務	・重要文化財の管理等に関する指揮監督 ・重要文化財の現状変更等の許可等 ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 など	教育委員会事務局	法令	都道府県		6.1	24,868				地域振興等の施策と一体的・効果的に事業展開できることから、各特別区で実施。
		237	文化財顕彰・歴史再発見・後援名義・庶務に関する事務	・市内に残る史跡に石碑等を設置し顕彰する ・史跡や指定文化財に関して、普及啓発のために専門家による講演等を実施 ・後援名義を使用するための申請受理・承認 など	教育委員会事務局	任意			2.1	1,727				同上
28	社会教育・生涯学習	238	社会教育に関する事務(社会教育法)	・社会教育委員の委嘱 ・社会教育委員会議・同小委員会の開催 ・社会教育に関する諸計画の企画立案 ・社会教育に関する研究調査 ・教育委員会に対する意見具申	教育委員会事務局	法令	一般市		0.6	1,161				より地域に密着した教育行政による生涯学習施策の充実の観点から、各特別区で実施。
		239	社会教育・生涯学習に関する事務	・「生涯学習大阪計画」推進事業 ・社会教育推進事業 ・成人・高齢者教育の推進 ・PTA育成 ・人権啓発普及事業 ・識字推進事業 ・障がい者成人教育 ・家庭教育充実促進事業 ・もと青少年会館財産管理及び財産処分業務など	教育委員会事務局	任意			21.5	137,270				より地域に密着した教育行政による生涯学習施策の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
		240	社会教育・生涯学習に関する事務(生涯学習センターの管理運営)	・生涯学習センターの管理運営	教育委員会事務局	任意			2.6	561,556			一組	より地域に密着した教育行政による生涯学習施策の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。 生涯学習センターについては、市政改革プランの進捗を踏まえ、一部事務組合で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		241	生涯学習情報提供システムに関する事務	・総合的な情報提供システムを構築・運用し、家庭や身近な公共施設等において迅速かつ確に大阪市の生涯学習に関するさまざまな情報提供を行う。 ・貸室予約、講座・イベント等の事業申込を広く一般市民がアクセスできるようにする。 ・区役所や生涯学習センター等で行う多様な学習相談に利用する。	教育委員会事務局	任意			0.4	23,496				より地域に密着した教育行政による生涯学習施策の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
		242	あいりん関連事業(新今宮文庫運営事業)に関する事務	「新今宮文庫運営事業」 ・主にあいりん地域の日雇労働者を対象に図書室を開設し、学習機会を提供する	教育委員会事務局	任意			0.2	2,562				より地域に密着した教育行政による生涯学習施策の充実の観点から、各特別区で判断の上実施。
29	クラフトパーク	243	クラフトパークに関する事務	ガラス工芸、陶芸その他の工芸に関する講座等の開催及び情報の提供を行う。 (1)教室事業 (2)工房、展示室、クラフトホールの貸室事業 (3)展示事業 (4)その他の事業 (所在地:平野区)	教育委員会事務局	任意			1.0	76,397				土地区画整理事業にあわせて整備した施設であり、地域に密着している。 より地域に密着した教育行政による生涯学習施策の充実の観点から、特別区で判断の上実施。
30	キッズプラザ大阪	244	キッズプラザ大阪に関する事務	・子どものための遊体験型学習施設として、「子どもたちが楽しい遊びや体験を通して学び、創造性を培い、可能性や個性を伸長する」ことを基本理念とする施設。 ・運営主体は財団法人大阪市教育振興公社で、キッズプラザ大阪管理運営費等の一部に対して、補助を行っている。 (所在地:北区)	教育委員会事務局	任意			1.2	490,941			一組	より地域に密着した教育行政による生涯学習施策の充実の観点から、特別区で判断の上実施。 H29年3月末までは継続して運営する法的責務を負っているため、賃貸料について、全区による負担。 施設の保有については、一部事務組合等により実施。
31	大阪国際平和センター	245	大阪国際平和センターに関する事務	・大阪国際平和センター(ピースおおさか:中央区)は、戦争と平和に関する情報・資料の収集・保存・展示等の事業を基礎に、平和問題に関する調査研究・学習・普及等の事業を行うことにより、戦争の悲惨さを次の世代に伝え、平和の尊さを訴え、平和の首都大阪の実現をめざし、世界平和に貢献することを目的に、平成3年、財団法人大阪国際平和センターが開設。 ・運営主体は財団法人大阪国際平和センターで、大阪国際平和センターの運営費に対して、大阪府とともに補助を行っている。	教育委員会事務局	任意			1.5	46,278				地域性によらない普遍的なテーマを取り扱っていることから、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の極限の内容	執行体制 (正員規) [人件費除く]	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区	連携	
32	音楽堂	246	音楽堂貸し出し事業に関する事務	・大阪市立大阪城音楽堂(中央区)の舞台及びリハーサル室の貸し出し(市民及び興行事業者向け) ・音楽団事務所及び音楽堂の建物・設備維持管理業務	教育委員会事務局	任意			2.2	59,242				大阪城公園と一体で検討。
33	大阪市立図書館	247	大阪市立図書館の運営に関する事務(地域図書館)	・生涯学習の基盤として学習・文化・社会経済活動に必要な資料・情報を提供している。 ・高度な情報サービスを提供するとともに、読書活動の推進や、中央図書館と地域図書館23館連携による図書館資料貸出・調査相談・読書相談等の諸事業を進めている。 ・図書資料の収集・蓄積や目録・書誌データの作成、全館オンラインによる図書館情報ネットワークシステムを整備し、インターネットによる貸出予約や事業参加予約機能の提供や商用データベースを提供している。	教育委員会事務局	任意			124.0	1,726,046				地域密着型の図書館であるため、各特別区で判断の上実施。 中央図書館については、一部事務組合等による実施。
		248	大阪市立図書館の運営に関する事務(中央図書館)	同上	教育委員会事務局	任意			0.0	0			一組	同上
		249	大阪市史編纂に関する事務	・現在および将来の市史編纂事業に備えて、大阪地域の歴史にかかわる古文書等の文字史料の調査・撮影・複写・収集・整理・保存を行う。 ・その成果を市民に還元するため、各種図書の刊行や収集した史料を閲覧や掲載等の利用に供する。地域の歴史の学習や研究を促進し、郷土への愛着や誇りを育てる。	教育委員会事務局	任意			1.0	34,493			一組	中央図書館内にあり、大阪市の歴史に関する資料を保存・活用しており、中央図書館と一体。
34	内部事務	250	庶務業務に関する事務(総務課)	秘書、庁舎管理、OA、予算決算、調達、防災・危機管理、式典・諸行事、寄付收受、公正職務、広聴広報、文書・公印管理、人事・給与・福利厚生、市会、例規、争訟、局運営方針、区役所支援、府・大学等との連携業務、財政売却代等を財源とした基金への蓄積など	教育委員会事務局	任意			37.0	6,513,475				各地方公共団体で実施すべき事務であるため各特別区で実施。
		251	庶務業務に関する事務(施設整備課)	文書、市会、予算決算、調達等	教育委員会事務局	任意			0.2	0				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		252	庶務業務に関する事務(学事担当)	課運営に必要な一般事務(文書、予算決算、市会、調達等)	教育委員会事務局	任意			0.6	1,323				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		253	校舎事業所に関する事務	校舎営繕園芸事務所においては、校舎からあらかじめ出された要望に基づき、校舎に向き営繕作業や園芸作業などの環境整備を実施している。 学校業務サービスセンターにおいては、教育委員会と校舎及び校舎間の文書・物品の仕分け・搬送を行う。(搬送は民間業者に業務委託している。) それぞれの事業にかかる契約事務・経費執行・業務調整等を行う。	教育委員会事務局	任意			1.0	79,292				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		254	庶務業務に関する事務(教職員人事担当)	担当内の物品管理、各種証明、予算管理事務、文書管理、各種照会への回答、市会対応、職員団体との交渉、関係例規の改廃等の庶務関係業務を行う。	教育委員会事務局	任意			4.9	29,396				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		255	庶務業務に関する事務(学校経営管理センター)	庁舎管理、端末管理、環境整備、防火・防災、職員のサービス、衛生委員会の運営、職員の給与・福利厚生、文書・公印審査、調査・回答	教育委員会事務局	任意			5.1	0				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		256	学校経営管理センター運営費に関する事務	学校経営管理センター(港区)の予算・決算、予算管理・執行	教育委員会事務局	任意			0.9	89,046				同上
		257	学校園の物品調達・管理に関する事務	所管する学校園の物品の調達に関する事務 ・ 学校園が必要とする物品を取りまとめて契約を行うことにより、スケールメリットを生かす。 ・ 物品を使用頻度に応じた回数で契約・調達することにより、計画的な予算執行を促す。 (年1回 帳票類、年4回 備品類、年6回 文房具類、毎月 紙類、等) 所管する学校園の物品の管理に関する事務 ・ 校舎ネットワークシステムに全校園の備品データを登録し、一括管理を行う。 ・ システム利用で自校の備品を確実に把握し、処分手続等の処理を適切に行う。	教育委員会事務局	任意			7.4	0				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		258	庶務業務に関する事務(学務担当)	学務担当の運営に必要な一般事務 ・ 職員の勤怠 ・ 給与・福利厚生 ・ 各種の照会・回答 ・ 文書管理 など	教育委員会事務局	任意			0.4	0				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の極限の内容	執行体制 (正規 人) [人件費除く]	事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		259	庶務業務に関する事務(学校保健担当)	・庶務業務 文書管理、市会、予算決算等	教育委員会 事務局	任意			2.0	0				各地方公共団体に実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		260	庶務業務に関する事務(指導部)	・本市以外の団体等が行う事業や行催事などに対し、本市が主催あるいは、共催していないようなものについて、賛同の意をあらわす趣旨で、本市の名義使用の承認をするもの。 ・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、OA関係業務、計理・予算決算業務、広報及び広聴に関する事務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関係業務、照会・回答、日程調整、行財政改革・企画関係業務。	教育委員会 事務局	任意			12.4	17,047				各地方公共団体に実施すべき事務であるため、各特別区で実施。
		261	庶務業務に関する事務(教育センター)	他機関・諸団体との連携、市会関係事務、文書管理関係事務、計理・予算決算業務、庁舎管理業務(研修室貸し出し業務)、研修事業評価会議の企画・運営、教員採用試験問題作成・試験監督業務、教科等の指導に関する研修の企画・運営、資質向上等教員研修、広報事務、学校園等支援、管理職用・教職員用IDパスワードの変更・通知・サーバー設定、基幹ネットワークサーバー群の保守・管理、センター内パソコン実習室のパソコン等のメンテナンス、通信、リース、ソフトウェア、通信回線等の業者対応、有害情報規制に関する業務、文部科学省悉皆調査関係業務、他県他都市の事例の収集と紹介、ICT環境整備関係事務、一般事務、建物維持管理、教育施設整備、局の調査・照会等	教育委員会 事務局	任意			13.3	80,288				各地方公共団体に実施すべき事務であるため、各特別区で実施。

5. 環境

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
1	環境行政の総合企画、環境教育等	1	環境局事業の市民・事業者への広報活動等に関する業務	市民・事業者へ環境局事業に係る情報や内容等を周知するとともに、事業への理解を得るため、パンフレットや広報紙、広報テレビ番組等各種広報媒体を用いた広報活動を行う。 また、環境局のホームページにおいて、ごみの出し方など環境局事業に係る情報や、イベント情報、プレス資料等のお知らせ情報、問い合わせ先等の情報を市民に提供する。また、市民の利便性の向上のため、各種申請書やパンフレット等のダウンロードサービスを実施する。	環境局	任意			4.5	4,206				より地域に密着した啓発・広報による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		2	環境審議会の運営等に関する事務	市長の諮問機関として環境問題についての重要事項の調査審議を行う環境審議会の運営。	環境局	法令	一般市		0.1	797				より地域の実情に応じた環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		3	大阪市環境基本計画に関する事務	「大阪市環境基本計画」の着実な進行管理を図るため、各種施策の実績や成果を計画的かつ総合的な観点から点検・評価し推進を図る。	環境局	任意			1.1	0				より地域の実情に応じた環境行政に関する計画を策定し、実施することによる地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		4	大阪市環境白書に関する事務	本市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにする年次報告書として「大阪市環境白書」を作成し、その内容を市会に報告するとともに、市民に広く周知する。	環境局	任意			0.5	473				各地方公共団体の環境の現状や施策実施状況等について周知するものであり、各特別区で判断の上実施。
		5	環境教育等促進法に関する事務	行動計画の作成 環境教育等促進法に基づき、市民、民間団体等、行政がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育、その他の環境の保全に関する取組の推進に関する行動計画を作成する。 体験の機会の場の認定制度 土地又は建物の所有者等が、自然体験活動その他の体験活動の場として当該土地等を提供する場合に、一定の基準を満たしていることを条件に「体験の機会の場」として認定する。 環境保全に係る協定の締結等	環境局	任意			0.3	0				より地域に密着したきめ細かな環境教育による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		6	環境月間等に関する事務	今日の大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会構造の中で、様々な環境問題が顕在しており、これらの解決には、市民のライフスタイルや事業活動を循環型へと転換させていくことが重要である。そのため、市民・事業者等の環境保全意識を高めることを目的として、6月の環境月間や12月の地球温暖化防止月間において、本市の環境保全の取組みを取りまとめて公表するとともに、市民等にはポスター・リーフレットによる啓発や企業向けには自主的な環境保全運動を呼びかける。	環境局	任意			0.3	463				より地域に密着したきめ細かな啓発事業による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		7	環境表彰に関する事務	環境保全活動、環境保全の意欲の増進を図るため、環境保全に関し顕著な功績のあった個人・団体・事業者を対象に、選考委員会の審査を経て表彰を行う。	環境局	任意			0.4	265				同上
		8	地域環境啓発に関する事務(環境活動)	環境保全意識の高揚を図ることを目的に、広く一般市民を対象として、市内5箇所の環境保全監視事務所において環境保全に関する啓発事業を実施する。併せて、普及啓発用リーフレットを作成配付し、市民・事業者の環境配慮活動を促進する。	環境局	任意			0.2	1,957				同上
		9	地域環境啓発に関する事務(環境規制)	環境保全意識の高揚を図ることを目的に、広く一般市民を対象として、市内5箇所の環境保全監視事務所において環境保全に関する啓発事業を実施する。併せて、普及啓発用リーフレットを作成配付し、市民・事業者の環境配慮活動を促進する。	環境局	任意			0.2	0				同上
		10	大阪市環境経営推進協議会に関する事務	当協議会は環境経営、環境保全に関する知識と技術の向上及びその交流を図り、もって事業者の自主的な環境保全への取組みの推進と快適な都市環境の保全と創造に寄与することを目的に設立され、大阪市はオブザーバーとして参加し、本市からの情報提供をはじめ、環境施策の連携を図っている。	環境局	任意			0.2	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											特別区			
											広域	各区	連携	
		11	おおさか環境科に関する事務	身近な大阪の自然や環境特性などを取り入れ、小中一貫で発達段階に応じた内容の副読本「おおさか環境科」等を作成し、これらを全ての市立小中学校に導入するとともに授業等での活用を図り、「生物多様性」「循環」「地球温暖化」「エネルギー」「都市環境保全」をテーマに環境教育を推進している。 【目的】 人の暮らしと自然などの環境との関わりについて、調べ学習や体験・実践をとおして理解し、環境を大切にしながら生きようとする子どもを育てる。 【学習対象】 ・市立小学生（3～6年生） ・市立中学生	環境局	任意			2.4	13,461				より地域に密着したきめ細かな環境教育による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		12	見える化機器を活用した省エネ行動の促進に関する事務	家庭における毎日の消費電力量とCO2削減効果を確認するとともに節約効果のメリットを体験できる「見える化機器」(省エネナビ)の貸出を行い、市民の省エネ行動の一層の促進を図る。	環境局	任意			0.5	211				より地域に密着したきめ細かな取組による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
2	環境監視規制等	13	ダイオキシン類による汚染状況の調査に関する事務(常時監視)	・ダイオキシン類による汚染の状況を大気、水質、土壌等について常時監視 ・上記常時監視の結果の報告、公表	環境局	法令	中核市		1.2	27,253				より地域に密着した汚染状況の監視やより地域の実情に応じた事業者指導等による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		14	大気汚染の監視に関する事務(常時監視)	・大気環境の状況を一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局で常時監視 ・常時監視の結果の報告、公表	環境局	法令	中核市		9.7	126,689				同上
		15	大気汚染調査に関する事務	大気汚染防止法に基づく大気汚染状況の常時監視を補完し、地域の大気汚染状況を把握するとともに、大阪市アスベスト対策基本方針に基づき大気環境中のアスベスト濃度を把握する。	環境局	任意			0.3	2,584				同上
		16	一般粉じん発生施設の規制に関する事務	大気環境の保全のため次の事務を実施 ・一般粉じん発生施設(堆積場等)の設置者から提出される届出等の処理 ・一般粉じん発生施設の基準遵守等に係る規制指導 ・一般粉じん発生施設の構造等に関する基準に適合しないときの命令等 ・一般粉じん発生施設に係る立入検査、報告の徴収	環境局	法令	特例市		1.1	73				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		17	特定粉じん発生施設等の規制に関する事務	大気環境の保全のため次の事務を実施 ・特定粉じん(アスベスト)発生施設の設置者及び特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の施工者に対する監視指導等	環境局	法令	中核市		10.4	645				同上
		18	大気汚染の監視に関する事務(常時監視以外)	・幹線道路沿道で自動車排出ガス濃度の測定 ・自動車排出ガス濃度に係る道路管理者等への意見等	環境局	法令	中核市		1.4	1,070				同上
		19	一般粉じん発生施設にかかる関係行政機関の長への協力要請等に関する事務	大気汚染防止法の適用除外(電気事業法対象等)となる一般粉じん発生施設について、関係行政機関の長からの通知、関係行政機関の長との協議・協力要請など	環境局	法令	特例市		0.1	0				同上
		20	関係行政機関への協力要請等に関する事務	大気汚染防止法の適用除外(電気事業法対象等)となるばい煙発生施設について、関係行政機関の長からの通知、関係行政機関の長との協議・協力要請など	環境局	法令	中核市		0.6	0				同上
		21	公害防止組織の整備に関する事務(ばい煙発生施設等を設置する工場に係るもの)	公害防止を目的に特定工場(ばい煙発生施設等を設置する工場に係るもの)における公害防止管理者の選任等に関する届出を処理	環境局	法令	中核市		0.4	30				同上
		22	公害防止組織の整備に関する事務(一般粉じん発生施設のみを設置する工場に係るもの)	公害防止を目的に特定工場(一般粉じん発生施設のみを設置する工場に係るもの)における公害防止管理者の選任等に関する届出を処理	環境局	法令	特例市		0.4	7				同上
		23	関係行政機関の長への協力要請等に関する事務	ダイオキシン類対策特別措置法の適用除外(電気事業法対象等)となる特定施設について、関係行政機関の長からの通知、関係行政機関の長との協議・協力要請など	環境局	法令	中核市		0.1	0				同上
		24	ばい煙等(石綿を除く)の排出の規制等に関する事務	ばい煙等(石綿を除く)に係る届出施設等の規制指導等	環境局	任意			4.3	195				同上
		25	石綿の排出の規制等に関する事務	石綿に係る届出施設の設置者及び石綿排出等作業を伴う建設工事の施工者に係る規制指導等	環境局	任意			2.8	472				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		26	指定ばい煙総量削減計画に係る知事への回答に関する事務	大気汚染防止法に基づき、都道府県知事が指定ばい煙総量削減計画を定めようとするときに行う関係市町村長への意見聴取に対する回答。	環境局	法令	一般市		0.0	0				同上
		27	ダイオキシン類の排出規制に関する事務	ダイオキシン類による環境汚染の防止のため、特定施設(焼却炉等)に係る規制指導等	環境局	法令	中核市		0.7	590				同上
		28	ダイオキシン類による汚染状況の調査に関する事務(常時監視以外)	特定施設設置者が実施するダイオキシン類の測定結果の報告の受理・公表	環境局	法令	中核市		0.4	0				同上
		29	総量削減計画に係る知事への回答に関する事務	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、都道府県知事が総量削減計画を定めようとするときに行う関係市町村長への意見聴取に対する回答。	環境局	法令	一般市		0.0	0				同上
		30	ばい煙発生施設等の規制に関する事務	大気環境の保全のため、ばい煙発生施設(ボイラー等)及び揮発性有機化合物排出施設の規制指導等	環境局	法令	中核市		6.3	221				同上
		31	工場・事業場等の大気汚染防止対策及び苦情対応に関する事務(市要綱等)	市内のばい煙発生施設等を設置する工場・事業場に対する規制指導を行い、窒素酸化物、硫黄酸化物、浮遊粒子状物質等に係る環境基準の維持・達成を図るとともに、苦情対応を行う。	環境局	任意			1.9	5				同上
		32	アスベストの飛散防止対策及び苦情対応に関する事務	アスベストが使用されている建築物等の解体・改修工事において、大気中へのアスベストの飛散防止に係る規制指導並びに苦情対応を行う。	環境局	任意			1.2	563				同上
		33	騒音に係る環境基準の類型の当てはめに関する事務	環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定を行う。	環境局	法令	一般市		0.0	0				より地域の実情に応じた環境基準の設定による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		34	自動車騒音対策及び交通騒音振動に係る苦情対応に関する事務	騒音等に係る環境基準の達成及び自動車騒音の限度の遵守に向け、法等に基づく環境調査及び公表を行うとともに、市民から寄せられる騒音苦情等に対応する。	環境局	法令	一般市		2.1	10,205				より地域に密着した騒音状況の調査やよりきめ細かな住民対応等による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		35	道路交通振動対策に関する事務	道路交通振動の限度の遵守状況を調査する。	環境局	法令	一般市		0.6	95				同上
		36	自動車排出ガス対策に関する事務	幹線道路沿道において、街頭検査として、ディーゼル車を重点に自動車排出ガスの検査、整備状況の検査等を実施するとともに、自動車から排出される有害物質による環境汚染実態把握や、市民から寄せられる自動車排ガスに係る苦情への対応として環境調査を実施する。 エコドライブの推進等自動車交通環境に係る啓発活動を実施する。	環境局	任意			0.6	3,504				より地域に密着した汚染状況の調査やよりきめ細かな住民対応等による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		37	航空機騒音対策に関する事務 (生活保護等世帯空調機器稼働費補助)	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、国等と協調して、民家防音工事を受けた住宅に居住する生活保護等世帯に対する空調機の稼働費の一部補助を行う。	環境局	要綱等	その他	空港周辺市	0.4	72				よりきめ細かな住民対応の向上の観点から特別区で実施。
		38	航空機騒音対策に関する事務 (測定)	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音に係る環境基準の達成に向け、環境調査及び公表を行うとともに、関係機関に対策要望等及び苦情対応を行う。	環境局	任意			1.1	225				より地域に密着した騒音状況の調査やよりきめ細かな住民対応等による地域の生活環境の向上の観点から特別区で実施。
		39	空港周辺整備計画に係る知事への回答に係る事務	都道府県知事が空港周辺整備計画を策定するにあたり、航空機騒音により生じる障害が軽減され、生活環境の改善に資するための計画的な整備が促進されるよう意見をを行う。	環境局	法令	その他	空港周辺市	0.1	0				同上
		40	航空機騒音対策に関する事務 (共同利用施設の整備)	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、地域住民の保育、学習、休養等を目的とした共同利用施設の整備を行う。	環境局	法令	その他	空港周辺市	0.3	6,292				同上
		41	航空機騒音対策に関する事務 (共同利用施設の維持管理)	大阪国際空港の着陸航路下地域における航空機騒音障害の緩和のため、地域住民の保育、学習、休養等を目的に整備された共同利用施設の運営を行う。	環境局	任意			1.0	18,528				同上
		42	工場・事業場等の振動対策に関する事務	工場・事業場及び建設作業等の振動対策に係る規制指導を行う。	環境局	法令	一般市		3.3	2,313				より地域に密着した騒音状況の調査やよりきめ細かな事業者指等による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		43	工場・事業場等の騒音・振動に係る公害防止に関する事務	工場・事業場の騒音・振動発生施設に係る公害防止統括者等の届出や職務の実施状況の報告徴収等を行う。	環境局	法令	一般市		0.4	3				同上
		44	工場・事業場等の騒音対策及び騒音振動に係る苦情対応に関する事務	工場・事業場、建設作業等の騒音対策、カラオケ騒音、商業宣伝に係る規制指導及び騒音振動の苦情対応を行う。	環境局	法令	一般市		6.8	2,724				より地域に密着した騒音状況の調査やよりきめ細かな事業者指導等による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		45	騒音振動規制指導（深夜営業等の規制）	深夜営業等の規制 ・飲食店、カラオケ店、遊泳場（屋外）、テニスコート（屋外）、バッティング練習場、ゴルフ練習場、ガソリンスタンド又は有料駐車場の7営業と材料等の搬出入作業 【営業禁止時間】 ・午後11時から翌日の午前6時まで（ただし、飲食店営業とカラオケ店営業は午前0時から禁止） ・対象地域・・・準住居地域を除く住居系地域	府環境農林水産部	任意			0.0	9				より地域に密着した規制監視・事業者指導による生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。 府内市町村へ権限移譲を進めている事務。
		46	特定化学物質の管理の改善の促進に関する事務	特定化学物質の環境への排出量を把握し事業者による化学物質の自主的な管理を促進する。 また広報活動等による化学物質に対する国民の理解の促進を図る	環境局	法令	都道府県		2.3	130				より地域に密着した環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。 府内市町村へ権限移譲を進めている事務。
		47	大阪府生活環境の保全等に関する条例による化学物質管理制度に基づく事務	事業者による化学物質の管理を促進するため次の事務を実施 ・事業者から提出される化学物質管理計画書の届出処理等 ・緊急事態の発生時における事業者からの通報、届出に係る事務等 ・排出量等の取りまとめ及び公表 ・立入検査、報告徴収	環境局	任意			2.2	66				同上
		48	悪臭防止対策及び工場・事業場等の悪臭に係る苦情対応に関する事務	市内の工場・事業場等の立入調査や悪臭測定を実施し、その結果に応じて規制指導及び悪臭防止対策を指導するとともに苦情対応を行う。	環境局	法令	一般市		3.1	60				より地域に密着した臭いの状況の調査やよりきめ細かな事業者指導、住民対応等による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		49	化製場管理に関する事務	西成区の化製場の集約化に係る土地賃借料の管理業務及び臭気調査。	環境局	任意			2.9	2,144				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		50	土壌汚染状況の調査等に関する事務	土壌汚染による健康被害の防止のため、有害物質使用特定施設の指導、土壌汚染により健康被害のおそれがある土地の「指定区域」への指定等を実施	環境局	法令	特例市		5.5	8,641				より地域に密着した環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		51	汚染土壌処理業者に対する規制に関する事務	汚染土壌の適正な処理のため、その処理を業として行おうとする者に対して、許可、許可の取消し、改善命令などを実施	環境局	法令	特例市		0.0	0				同上
		52	関係行政機関への協力要請等に関する事務	・法の目的の達成のため必要があると認めるときの関係行政機関の長等への協力要請 ・土壌汚染に関する情報収集等	環境局	法令	特例市		1.0	0				同上
		53	対策地域の指定に係る知事への回答に関する事務	ダイオキシン対策特別措置法に基づき、土壌において環境基準を超過する地域について、都道府県が対策地域を指定する際に行う照会に対して、市町村として意見を行う。	環境局	法令	一般市		0.0	0				同上
		54	水環境計画に関する事務	市民が満足する良好な水環境の創出に向け、関連部局・各区が実施する計画に基づく各種施策の進行管理を行う。	環境局	任意			0.5	0				より地域に密着した水環境の保全・創造、汚染状況の監視やよりきめ細かな事業者指導等による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		55	水環境協働事業に関する事務	水環境に係る協働事業の全市的な展開により、市民の水環境への関心を高め、各地域の水環境保全・創造活動を活性化させる。	環境局	任意			0.6	1,801				同上
		56	瀬戸内海の区域における排水事業者の指導等に関する事務	瀬戸内海の環境保全を目的として指定物質(燐等)を排出する者に指導、助言、勧告特定施設の設置許可に係る他府県からの照会に対する事務	環境局	法令	特例市		0.0	0				同上
		57	瀬戸内法に基づく意見回答に関する事務	瀬戸内海の環境保全を目的に、特定施設の設置許可等に係る関係知事及び市町村長からの照会への回答	環境局	法令	一般市		0.5	0				同上
		58	水質汚濁対策に関する事務	淀川・神崎川、大和川などの各河川、及び大阪湾・瀬戸内海などの各協議会に参画し、広域連携により水質改善に努める。大阪市内における河川・港湾等における底質対策に関する事務を行う。港湾域におけるPCB濃度の調査等を実施する。	環境局	任意			0.4	2,055				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		59	水質汚濁の規制に関する事務 (特定施設は市下水処理場に関する事務のみ)	公共用水域(河川等)の水質保全のため次の事務を実施 ・公共用水域の水質汚濁の状況の監視、報告、公表	環境局	法令	特例市		0.6	312				同上
		60	水質汚濁の規制に関する事務 (特定施設は市下水処理場に関する事務のみ)	公共用水域(河川等)の水質保全のため、公共用水域に排水を出す特定施設(下水処理場)の規制指導等	環境局	法令	特例市		2.0	29,020				同上
		61	水質汚濁常時監視に関する事務	水質汚濁防止法に基づく水質の常時監視の補完、及び市内河川の水質変動を把握・監視するため定期的な水質調査を行い、局地的な水質異常等にも対応できるように水質モニタリングを行う。	環境局	任意			0.3	468				同上
		62	水質汚濁防止法による工場排水規制事務	公共用水域及び地下水の水質汚濁防止を目的とし、排水を公共用水域へ排出または地下へ浸透させる特定施設の設置者に対する排水規制事務(下水処理場を除く。)	建設局	法令	特例市		0.1	0				同上
		63	瀬戸内海環境保全特別措置法による工場排水規制事務(法12条の5、6第1項関係を除く)	公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、一定量以上の排水を公共用水域へ排出する特定施設の設置者に対する排水規制事務。	建設局	法令	中核市		0.1	0				同上
		64	瀬戸内海環境保全特別措置法による工場排水規制事務(法12条の5、6第1項関係)	富栄養化による被害の発生の防止を目的とし、公共用水域に窒素、燐を排出するものに対し、必要な指導、助言及び勧告、報告の徴収を求める事務。	建設局	法令	特例市		0.0	0				同上
		65	建築物用地下水の採取の規制に関する事務	建築物用地下水を採取しようとする者に対して、地盤沈下の防止のため必要な規制を行うことを目的に次の事務を実施 ・建築物用地下水の採取の許可に関する事務 ・建築物用地下水を採取する者の土地への立入り、検査、報告の徴収	環境局	法令	政令市		0.5	0				特定の場所における監視、検査指導であり、地域に密着した対応による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		66	地盤沈下対策に関する事務 (常時観測及び水準測量支線ルート)	地盤沈下の現状把握のため、阪神地区の自治体と調整しつつ、一級水準測量を実施している。また、市内11箇所を観測所で地盤沈下及び地下水位の常時観測を行っている。	環境局	任意			1.0	20,732				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正規) 【人件費除く】	総事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区	連携	
		67	地盤沈下規制指導	工業用水法に基づく、井戸の設置許可、廃止届、代表者の氏名変更届等に係る事務処理 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、地下水採取量報告に係る事務処理、集計	府 環境農林水産部	法令	都道府県		0.0	42				より地域に密着した規制監視・事業者指導による生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。 H26年度から府内市町村へ権限移譲する方向で検討を進めている事務。
		68	環境配慮の啓発・指導に関する事務	大規模小売店舗立地法等に基づく届出に対して、環境への適正な配慮についての意見を述べる。また、大規模建築物の建設計画に関する本市の事前協議制度に基づき、居住環境の保全のため、事業者に対して、騒音等影響回避措置についての指導並びに環境関係法令順守等の指導を行う。	環境局	任意			0.9	0				建築物の立地に伴う居住環境の保全に関する事業者への啓発・指導など地域に密着した対応による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		69	環境影響評価法に関する事務 (一般市関係)	大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らが、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の環境の確保に資する。	環境局	法令	一般市		2.1	1,614				開発等の事業による環境への影響について、より地域の実情に応じた事業者への意見を述べるにより、地域の生活環境の向上を図る観点から各特別区で実施。
		70	土壌汚染のおそれがある土地の規制等に関する事務	土壌汚染のおそれがある土地について、所有者による調査・対策等を目的に、要措置管理区域の指定、汚染土壌の搬出に関する規制等を実施	環境局	任意			0.0	0				より地域に密着した環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。 府内市町村へ権限移譲を進めている事務。
		71	建設工事に係る資材の再資源化等に関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等の推進のため、建設工事受注者の指導、建設工事現場等への立入検査等を実施	環境局	法令	中核市		0.0	0				地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
3	地盤沈下対策 (幹線ルート)	72	地盤沈下対策に関する事務 (水準測量幹線ルート)	地盤沈下の現状把握のため、阪神地区の自治体と調整しつつ、一級水準測量を実施している。	環境局	任意			0.0	1,138				阪神地区の各自治体が同じ水準で地盤変動状況を把握するために必要な幹線ルートの測量は、広域で実施。
4	環境影響評価 (条例)	73	大阪府、大阪市環境影響評価条例に関する事務	大規模な事業を実施しようとするときに、事業者自らが、あらかじめ、その事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表して、住民等の意見を聴きながら、環境の保全や創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市の環境の確保に資する。	環境局	任意			2.1	2,021				環境影響評価制度は、大規模なインフラ整備や再開発事業等を対象としているため、府条例に一元化。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方	
											広域	特別区			
												各区	連携		
5	地球温暖化対策等	74	生物多様性に関する事務	持続可能な社会を目指し、様々な生物が生息する自然を守り豊かにする取組みとその活用などに関する取組みの着実な推進を図る。	環境局	任意			0.9	0				自然環境の保全に関する広域自治体の戦略・方針を踏まえ、より地域に密着した取組による地域の自然環境の向上を図る観点から各特別区で判断の上実施。	
		75	環境みらい創造本部の運営に関する事務	低炭素社会の構築、循環型社会の形成、快適な都市環境の確保に係る本市の環境施策を総合的かつ強力に推進するための組織としての役割を担う環境みらい創造本部の運営。	環境局	任意			0.1	0				各地方公共団体の施策推進体制のため、各特別区で判断の上実施。	
		76	ヒートアイランド対策に関する事務	「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、関係局の連携の下、緑地や舗装技術を活用した路面温度低減策等のヒートアイランド対策を推進するとともに、ドライ型ミストや打ち水、緑のカーテン・カーベットの普及に取り組む。また、気温の観測等によるヒートアイランド現象の実態を把握するとともに、対策の効果検証を行う。	環境局	任意			1.6	5,319				様々な主体がそれぞれ実施可能な取組を行うべきものであるため、各特別区で判断の上実施。	
		77	なにわエコ会議の運営支援に関する事務	地球温暖化防止活動を市民、環境NGO/NPO、事業者、行政等が協働して行うために、本市が中心となってH16年6月に設立したなにわエコ会議の活動を全般的に支援し、地球温暖化防止活動を推進する。	環境局	任意			0.6	2,943				区民まつりなど地域に密着した場面における環境問題に関する普及啓発事務であるため、各特別区で判断の上実施。	
		78	なにわエコライフ推進事業に関する事務	家庭での省エネ生活の実践につながることを期待して、なにわエコライフ普及員(地域ボランティア)とともに、なにわエコライフチャレンジシート(=環境家計簿)の参加募集、回収、集計等に取り組んでいる。 また、環境出前講座、環境関連イベント、区民まつりなどの様々な場において、普及員とともに地球温暖化や省エネ生活に係る知識の普及啓発などに取り組んでいる。	環境局	任意			0.5	877				同上	
		79	地球温暖化対策に関する事務	地球温暖化対策の推進を目的に、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制のための施策(地方公共団体実行計画)の策定等を行う。	環境局	法令	特例市			1.4	512				より地域の実情に応じた対策による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		80	地球温暖化対策(地方公共団体実行計画)の策定等に関する事務	地球温暖化対策推進のため、市民・事業者に省エネ等呼びかける。また、「大阪市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、大阪市役所の事務事業における温室効果ガス排出抑制を進める。 ・啓発用マニュアルやツールを作成し、市民・事業者等に地球温暖化対策を普及 ・「大阪市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づく市役所排出量の算定等、施策の実施状況の把握と公表	環境局	法令	一般市			0.4	1,574				より地域の実情に応じた対策による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。 各地方公共団体に実施すべき事務であるため各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		81	太陽光発電普及促進に関する事務	家庭及び事業所等における太陽光発電の普及を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、大阪・関西に集積している太陽電池産業及び関連する中小企業の振興に寄与することを目的に、住宅や事業所に太陽光発電を導入する市民や事業者に補助を実施(H23年度で終了)。H24年度以降は、「屋根貸し」制度など税を投入しない形での太陽光発電の一層の普及を促進し、もって温室効果ガスの排出抑制をはかる。	環境局	任意			1.3	0				より地域に密着した環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		82	急速充電スタンドの運用等に関する事務	・H23年度に整備した急速充電スタンド(1基)を運用することにより、電気自動車の安心走行をサポートし、民間への次世代自動車普及を加速させる。 ・平野区	環境局	任意			0.3	436				より地域に密着した環境行政の観点から、各特別区で判断の上実施。
		83	倍速充電スタンドの運用等に関する事務	・H22年度に整備した倍速充電スタンド(10基)を一般に供することにより、電気自動車の安心走行をサポートし、EV・PHVの普及を加速させる。 ・北区、此花区、西淀川区、東淀川区、生野区、旭区、阿倍野区、住之江区、住吉区、平野区	環境局	任意			0.4	490				同上
		84	関西エコビジネスツアーに関する事務	大阪を中心として関西圏に蓄積されたさまざまな環境技術や産業集積の特性を踏まえ、公共施設や民間施設を利用した視察見学・体験の実施等環境をテーマとした国内外からの集客・交流の促進及び商談等を通じて、関西経済圏の活性化を図る。	環境局	任意			0.6	0				各地域における環境関連の取組を広く発信する事務であり、各特別区で判断の上実施。
		85	御堂筋エコロード推進事業	御堂筋沿道の企業などと連携して協議会を設置し、エコドライブの実践やグリーン配送の取組み等の環境にやさしい自動車利用を推進する。	環境局	任意			0.3	0				特定地域における地域に密着した取組による地域の生活環境の向上の観点から特別区で判断の上実施。
6	地球温暖化広域対策等	86	国連環境計画(UNEP)国際環境技術センターの支援に関する事務	開発途上国の都市の環境問題解決に取り組むUNEP国際環境技術センター(鶴見区)の活動に協力し、地球環境保全に貢献するため、同センターの支援法人である公益財団法人「地球環境センター」の活動を支援する。	環境局	任意			1.1	57,068				国際的な環境問題解決に取り組む団体の活動支援であるため広域で実施。
		87	大阪 水・環境ソリューション機構に関する事務	・大阪・関西企業の海外展開を支援し、地域経済の活性化を図る ・官民連携により海外の水・環境問題の解決に貢献する ・大阪市と大阪・関西の経済界が一体的に活動するための組織として「大阪市 水・環境ソリューション機構」を設立(構成メンバー:建設局・水道局・環境局・政策企画室・経済局) ・H24年8月より大阪府の参画により「大阪 水・環境ソリューション機構」に名称を変更	環境局	任意			1.1	4,445				国際的な水・環境問題の解決に向けた技術支援のため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人件費除く)	総事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区	連携	
		88	自動車公害防止広域対策に関する事務	自動車交通環境対策及び自動車に係る地球温暖化対策を目的として、大阪自動車環境対策推進会議・六大都市自動車技術評価委員会への参加、燃料電池自動車普及事業の実施。	環境局	任意			0.2	838				全国的な大都市の連携又は大阪全体の取組であるため広域で実施。
7	エネルギー政策	89	エネルギー政策の推進に関する事務	東日本大震災に伴う原発事故を契機に大阪・関西でも電力供給が逼迫するなど、現在の電力供給システムの課題が明らかになった。そのため、エネルギーの効果的利用と安定供給を実現するためのエネルギー政策を推進する。	環境局	任意			3.0	0				エネルギー消費抑制、電力ピーク対策等に関する基本的な方向を示す事務であり、広域で実施。 広域の方針のもと各特別区の判断で事業を実施することも可能。
8	夢洲1区メガソーラー	90	夢洲1区メガソーラーに関する事務	臨海部における環境・エネルギー関連産業の集積の先導的な役割を担う取組みとして、夢洲1区の廃棄物処分場を活用して、民間事業者によるメガソーラー設置の実現を図る。本市は、メガソーラー設置場所を提供するとともに、国への要望や関係機関との調整を行い、民間事業者による事業化を支援する	環境局	任意			0.5	0				広域で策定するエネルギー政策の方針のもと、所在区で事業を実施。
9	環境保全設備資金融資	91	環境保全設備資金融資に関する事務	公害防止設備や低公害車の導入、アスベスト除去工事等を実施しようとする中小企業者を対象に、自己資金による措置が困難な中小企業が公害防止設備の設置や改善に要する資金を金融機関から低利で融資を受けられるよう斡旋、融資にかかる利子補給を行い、環境保全対策に取り組む中小事業者の経済的な負担を軽減し、都市環境の改善・向上をめざす。 なお、大阪市環境保全設備資金融資事業は、近年、環境対策が一定成果を上げてきたことなどから、新規受付をH19年9月末に終了し、H26年2月末には、最後の融資制度の利用者が債務を完済する見込みとなっている。 このため、H26年度以降については、これまでに代位弁済補助金として交付した補助金に対して、大阪市信用保証協会の求償権による回収した回収金を収納する事務のみを継続することとなる見込みである。 なお、制度融資に係る新規受付をH19年9月末に受付を終了したことに伴い、融資にかかる利子補給のみ行う制度について、新たにH19年10月から開始したが、対象者がなく、H24年度末をもって、制度を廃止。	環境局	任意			0.1	427				信用保証協会の統合に伴い、広域で実施。
10	緑化	92	緑化業務(広域・その他)	・緑化の普及啓発(花と緑と自然の情報センター管理運営に関する指定管理者との連絡調整) ・公共空間の緑化の推進(公園、街路、公共施設等への樹木や花の植え付け) ・公園・街路樹の保全育成(街路及び公園の樹木の維持管理)	建設局	任意			3.5	285,989				公共空間の緑化推進については、広域自治体所管の公園・道路に関するものは広域で実施。 花と緑と自然の情報センターは長居公園の所管に合わせて広域で所管。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方																																																	
											広域	特別区																																																			
												各区	連携																																																		
11	緑化(市民協働等)	93	緑化業務(基礎・その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑化普及啓発事業(市民向け緑化講習会の開催、緑化相談、公園愛護会連絡相談業務等市民協働事業の実施) ・府条例・大規模・開発等み係る緑地等の協議(都市計画法に基づくもの以外) ・民有地の緑化の推進(未来樹の維持管理) ・保存樹の保全育成 ・種から育てる地域の花づくり事業 ・緑化の普及啓発(グリーンコーディネーターの育成) ・緑化の普及啓発(都市緑化フェア出展に伴う連絡調整業務等) ・人材育成ネットワーク事業「はならまん」の実施 ・寄付収受関係業務(現金・物品) ・公共空間の緑化の推進(公園、街路、公共施設等への樹木や花の植え付け) ・公園・街路樹の保全育成(街路及び公園の樹木の維持管理) ・生物多様性地域戦略策定等事業 	建設局	任意			14.1	943,513				身近な生活環境の向上を図る事務であり、地域の実情や住民ニーズに応じた細かな対応の観点から各特別区で実施。																																																	
															12	産業廃棄物処理	94	産業廃棄物処理業者の規制に関する事務	産業廃棄物処理業者に対する収集運搬業及び処分業の許可関係事務	環境局	法令	中核市			2.5	2,435			より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。																																		
																														95	産業廃棄物処理業者に対する規制指導に関する事務(事前協議関係事務)	産業廃棄物の処理施設の設置に係って、本市条例に基づき(事前協議手続きに関する事務を行っている。	環境局	任意			0.5	0			同上																						
																																										96	産業廃棄物排出事業者に対する規制指導に関する事務(届出関係、土地の使用者に対する指導等関係)	産業廃棄物の事業場の外での保管の届出や帳簿の備付け等、自家保管に関する規制指導業務を行っている。 また、産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合は、土地の使用者等に対する指導等を実施している。	環境局	任意			0.3	0		同上											
																																																					97	産業廃棄物排出事業者の規制に関する事務	産業廃棄物の排出事業者の責務に係る届出等 ・自ら保管の届出関係 ・産業廃棄物の多量排出事業者に関する計画・実施報告書関係	環境局	法令	中核市		1.9	4,130		同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		99	事業者からの報告徴収、措置命令等	産業廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者等に対し報告徴収及び立入検査を実施し、改善及び措置命令を行う	環境局	法令	中核市		1.9	3,560				同上
		100	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に関する事務	PCB廃棄物の適正な処理を確保するため、保管事業者の監視指導	環境局	法令	中核市		3.1	5,097				同上
		101	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理の推進に関する事務(監視会議関係)	大阪市PCB廃棄物処理事業監視会議を開催する。	環境局	任意			0.5	318				廃棄物処理法の許可権限を持つ特別区が実施。
		102	特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する事務	過去に不適正処分された産業廃棄物について都道府県等が行う対策を国が財政支援することを目的に、産業廃棄物の除去等に関する計画を策定	環境局	法令	中核市		0.0	0				地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		103	使用済自動車の引取業者等に対する規制に関する事務	自動車リサイクル法に基づき、大阪市内で自動車ユーザー等から使用済自動車を引き取る事業(引取業)及び使用済自動車から冷媒として充填されているフロン類を回収する事業(フロン類回収業)を行う事業者の登録管理を行う	環境局	法令	保健所設置市		0.3	252				より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		104	使用済自動車の引取業者等に対する規制に関する事務	使用済自動車に係る廃棄物の減量、再資源化等を目的に次の事務を実施 ・解体業及び破砕業の許可関係事務 ・関係事業者からの報告の徴収、立入検査	環境局	法令	保健所設置市		1.2	2				同上
13	産業廃棄物処理(特定施設整備)	105	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する事務	産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図るため、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行う一群の施設の整備を、その周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進する措置関係事務	環境局	法令	政令市		0.0	0				府内統一の基準で事務を行う観点から、広域で実施。
14	一般廃棄物処理	106	中高層建築物ごみ等保管施設設置に関する事務	生活環境の維持保全を目的として、条例・規則において、一定規模以上の建築物(3階以上かつ20戸以上の住宅及び延べ面積2,000㎡以上の建物)を建設する者に対し、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置を義務づけている。要綱に基づき、保管施設の設置に関する事前協議や指導を行い、保管施設設置届を受け付けている。また延べ面積2,000㎡未満の「大規模小売店舗立地法」にかかる店舗の廃棄物保管施設についても指導等を行っている。	環境局	任意			0.8	0				より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		107	胞衣等処理事業(処理等)に関する事務(本課)	病院等から排出される胞衣汚物等や、ペットとして飼われている犬・ねこ等の死体の処理等を適正に行う。 本課(事業管理課)では、事業にかかる契約、物品購入、及び手数料の後納手続き等について、一括して実施している。	環境局	法令	一般市		0.5	24,682				同上
		108	胞衣等処理事業(処理等)に関する事務(事業所)	病院等から排出される胞衣汚物等や、ペットとして飼われている犬・ねこ等の死体、飼い主がわからない道路上で死んでいる犬・ねこ等を処理している。 事業所(木津川事務所)では、直接持ち込まれるペットの死体等の受付事務、及び処理施設の運転・維持管理を行っている。	環境局	法令	一般市		6.0	6,750				地域に密着した処理場であるため、施設が立地する特別区で実施。
		109	し尿処理事業に関する事務(本課)	・し尿及び浄化槽等の汚泥の収集・運搬の許認可に関する事務を行う。 ・未水洗家屋のし尿を民間の許可業者に委託し収集する。 ・委託分も含め許可業者が収集したし尿及び浄化槽等の汚泥を、し尿流注場で受入れ、ごみなどの夾雑物を取り除く前処理を行い、隣接する下水処理場の消化槽へ圧送することに関する事務を行っている。	環境局	法令	一般市		0.9	19,871				より地域に密着した環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		110	し尿処理事業に関する事務(事業所)	許可業者が収集したし尿及び浄化槽等の汚泥を受入れ、ごみなどの夾雑物を取り除く前処理を行い、隣接する下水処理場の消化槽へ圧送する。	環境局	法令	一般市		3.0	0				同上
		111	ふれあいあんしんパトロールの推進に関する事務(本課)	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール(事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する)を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいる。緊急時の初期対応、応急措置を行った場合には、事業所(環境事業センター)で報告書を作成し、本課(事業管理課)へ提出する。本課(事業管理課)では、事業所(環境事業センター)からのふれあいあんしんパトロールの報告により環境局全体の集計を行っており、年度実績等を市民局へ報告している。	環境局	任意			0.2	0				廃棄物の収集にあわせて行う、地域の安心・安全に関わるきめ細かな見回りであるため、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人 員 数)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		112	ふれあいあんしんパトロールの推進に関する事務(事業所)	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール(事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する)を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいる。緊急時の初期対応、応急措置を行った場合には、事業所(環境事業センター)で報告書を作成し、本課(事業管理課)へ提出している。	環境局	任意			0.0	0				同上
		113	事業系ごみ等排出実態調査に関する事務	事業系ごみ等の排出実態(発生抑制・再生利用の可・不可や産業廃棄物の混入率等)を詳細に調査・把握することで、効果的な啓発指導を行い、事業系ごみ等の適正区分・適正処理を推進する。	環境局	任意			0.6	20,070				より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		114	粗大ごみ収集運搬業務委託に関する事務	市民が排出する粗大ごみや家庭の引越しや大掃除などで一時的に多量に排出されるごみの収集運搬業務を民間に委託しており、委託事務を行っている。(H23年10月1日から5行政区(北区・都島区・城東区・旭区・鶴見区)において実施、H25年4月より新たに12行政区(*)において委託を拡大し、残る行政区においてもH26年度には委託を予定している。) (*)淀川区・東淀川区・福島区・此花区・西淀川区・天王寺区・東住吉区・西区・港区・大正区・住之江区・住吉区	環境局	法令	一般市		1.7	76,904				より地域に密着した環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		115	適正処理困難物の処理に関する事務	国が指定した適正処理困難な廃棄物の処理に関して、関係業界に対し適正処理可能な製品の開発や生産者による回収等の協力を求めるとともに、国に対して処理ルートの確立を要望している。 具体的には、中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会や近畿地区適正処理困難指定廃棄物対策協議会を通じ、手軌跡処理困難物に関する協議や情報の共有化等を行っている。	環境局	法令	一般市		0.3	0				より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		116	家庭系ごみの分別排出についての啓発指導に関する事務(本課)	分別排出に対する市民意識の向上と、分別ルールの徹底を図るため、啓発指導を実施するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。また、集合式住宅の居住者及び管理者・所有者に対する分別排出の啓発用ピラを作成する。	環境局	法令	一般市		0.8	1,207				より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		117	家庭系ごみの分別排出についての啓発指導に関する事務(事業所)	分別排出に対する市民意識の向上と、分別ルールの徹底を図るため、啓発指導を実施する。また、集合式住宅の居住者及び管理者に対しては、分別排出の啓発用ビラを配付するとともに、分別排出に係る説明会の実施等を行う。	環境局	法令	一般市		14.1	0				同上
		118	資源ごみの選別委託等に関する事務	市民が排出する資源ごみ(空きびん・空き缶・ペットボトル・金属製の生活用品)を分別収集し、種類別に選別を行い、再資源化を図る。	環境局	法令	一般市		1.4	323,221				より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		119	容器包装プラスチックの異物除去委託等に関する事務	市民が排出するプラスチック製容器包装廃棄物を分別収集し、異物除去等を行い、資源化を図る。	環境局	法令	一般市		1.4	575,379				同上
		120	許可業者が収集する家庭系資源ごみの分別収集に関する事務	一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する資源ごみ(缶、びん、ペットボトル等)について、市内7か所の焼却工場内に設置したコンテナ及び中継地1か所において受入れを行い、その再資源化を図る。	環境局	法令	一般市		0.2	29,761				同上
		121	許可業者が収集する家庭系ごみの容器包装プラスチックの分別収集に関する事務	一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する容器包装プラスチックごみを市内7か所の焼却工場内に設置したコンテナ及び中継施設等において受入れを行い、その再資源化を図る。	環境局	法令	一般市		0.0	527				同上
		122	魚腸骨処理対策に関する事務(業の指定を除く)	各自治体での対応が困難な魚腸骨処理について、昭和62年に大阪府及び府内市町村が設立した「大阪府魚腸骨処理対策協議会」のもとで、府内から排出される魚腸骨を、岸和田市内の再資源化施設において、共同処理委託する。	環境局	任意			0.4	550				同上
		123	一般廃棄物収集運搬業者に対する規制指導に関する事務	一般廃棄物収集運搬業者(許可業者)に対する適正処理指導のほか違法行為の摘発・処分を行うとともに、許可業者に関する市民広聴に対応する。	環境局	法令	一般市		2.5	1,947				同上
		124	一般廃棄物収集運搬業者の許可関係に関する事務(本課)	一般廃棄物収集運搬業者の許可(新規・更新・変更)申請に関する関係書類の審査や実地調査等の実施	環境局	法令	一般市		2.4	5,647				同上
		125	一般廃棄物収集運搬業者の許可関係に関する事務(事業所)	一般廃棄物収集運搬業者の許可(新規・更新・変更)申請に関する関係書類の審査や実地調査等の実施	環境局	法令	一般市		6.0	74				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		126	一般廃棄物再生利用業の指定関係に関する事務	廃棄物処理法施行規則第2条の3第2号に基づき、大阪市長が再生利用されることが確実であると認め、魚あら(動植物性残渣)・家電(特定用家庭機器一般廃棄物)に関する、申請に基づく収集、運搬等の業指定、指定業者の指導監督を行う。	環境局	法令	一般市		0.3	0				同上
		127	一般廃棄物規制指導等運営事務(許可及び一般廃棄物再生利用業の指定関係を除く)に関する事務	一般廃棄物収集運搬業者に対する各種必要な事務を行うと共に、一般廃棄物の規制指導に関する企画運営を行う。	環境局	任意			2.0	6,495				同上
		128	生ごみと下水汚泥のバイオガス化実験に関する事務	生ごみは現在、他のごみと一緒に焼却工場にて焼却処理をされた上で熱として回収されており、高い効率で有効利用されているわけではない。そのため、温室効果ガス排出量の削減や循環型社会形成の推進に向けて、生ごみをより効率的に資源化することが求められている。	環境局	任意			1.7	17,369				より地域に密着した環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		129	一般廃棄物収集輸送業務に関する事務	家庭から排出される一般廃棄物の収集輸送に関する次の事務を実施 ・普通ごみ収集業務 ・粗大ごみ収集業務 ・環境ごみ(胞衣等含む)収集業務 ・資源ごみ収集業務 ・容器包装プラスチック収集業務 ・その他一般廃棄物の収集に付帯する業務	環境局	法令	一般市		1956.4	1,170,950				地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		130	一般廃棄物の処理処分に関する事務	一般廃棄物の処理、処分に関する業務(一部事務組合に移行)	環境局	法令	一般市		628.8	6,620,586			一組	周辺市も含めた一部事務組合が設置される予定であることから、当該一部事務組合で実施。
		131	瓜破南グラウンドの管理に関する事務	瓜破南グラウンド(平野区)の行政財産貸付に係る業務を行う。	環境局	任意			0.3	20			一組	清掃工場と密接に関連する施設であることから、上記の一部事務組合で保有し、事務を実施。
		15	環境美化、減量・リサイクル	132	事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの推進(食品リサイクル)に関する事務	「食品リサイクル法」の趣旨に沿って、事業系食品廃棄物の減量・リサイクルの推進について検討を行う。	環境局	任意			0.0	0		
133	循環型社会形成の推進に関する事務			H23年10月に制定(H24年4月1日施行)した「循環型社会形成推進条例」に基づき、循環型社会を形成するための事業を行う。	環境局	任意			0.1	0				より地域の実情に応じた環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正規) 【人件費除く】	総事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		134	一般廃棄物処理計画に関する事務及び廃棄物減量等推進審議会等の運営に関する事務	本市域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるとともに、その進捗状況の管理を行う。また、本市の一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するために設置した「大阪市廃棄物減量等推進審議会」の運営に係る事務を行う。	環境局	法令	一般市		2.6	1,085				より地域の実情に応じた廃棄物処理に関する計画を策定し、実施することによる地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		135	容器包装廃棄物の分別収集計画関係事務	本市域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めるとともに、その進捗状況の管理を行う。	環境局	法令	一般市		0.3	0				同上
		136	一般廃棄物排出実態調査に関する事務	家庭系ごみに対する排出実態調査(詳細な組成分析)等の実施	環境局	任意			0.3	6,867				より地域の実情に応じた廃棄物処理に関する計画を策定するための基礎データの収集・分析のため各特別区で判断の上実施。
		137	清掃ボランティア活動(まち美化パートナー制度等)の促進事業に関する事務(本課)	ノーボイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行っている。また、国際都市にふさわしい清潔で美しいまち「おおさか」をアピールするため、大阪マラソン開催前週に大阪市内を一言に清掃活動を行っている。本課(事業管理課)においては、各事業の総括事務を行うとともに、それぞれの予算執行を行っている。	環境局	任意			1.1	12,159				より地域に密着した環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		138	清掃ボランティア活動(まち美化パートナー制度等)の促進事業に関する事務(事業所)	ノーボイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行っている。また、国際都市にふさわしい清潔で美しいまち「おおさか」をアピールするため、大阪マラソン開催前週に大阪市内を一言に清掃活動を行っている。事業所(環境事業センター)は担当行政区において、各団体等への清掃用具の交付や後ごみ収集などを行うとともに、各団体等との連絡調整業務を行っている。	環境局	任意			6.1	0				同上
		139	公衆トイレ整備事業に関する事務(本課)	環境局が所管する39か所の公衆トイレの維持管理を行っている。本課(事業管理課)では、それらに関する統括事務を行っている。また定期的な清掃業務の民間委託に関する事務を行っている。なお、小修理等は直営で行っている。	環境局	法令	一般市		0.9	48,560				より地域に密着した環境衛生施策による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人) 【人件費除く】	総事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		140	公衆トイレ整備事業に関する事務(事業所)	環境局が所管する39か所の公衆トイレ維持管理に係る巡回点検及び小修理等を行っている。	環境局	法令	一般市		7.0	0				同上
		141	路上喫煙対策事業に関する事務(本課)	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、全学的な普及啓発、路上喫煙禁止地区における違反者への過料徴収、市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業を実施している。本課(事業管理課)では、「路上喫煙禁止地区」にかかる事務を行うとともに「たばこ市民マナー向上エリア制度」にかかる各活動団体との協定及び啓発物品の一括購入等を実施している。また、大阪市路上喫煙対策委員会を担当4局(環境局、健康局、危機管理室、消防局)内の事務局として運営している。	環境局	任意			1.3	66,592				より地域に密着した取組による地域の快適な生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		142	路上喫煙対策事業に関する事務(事業所)	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、担当区における普及啓発の実施、及び市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業について、担当区の市民・事業者団体と本課の間で連絡調整し、必要に応じて職員の派遣等を実施している。	環境局	任意			6.0	0				同上
		143	家電4品目等の再商品化等業務に関する事務	不法投棄された廃家電4品目等について、再商品化可能なものについては、家電リサイクル法の趣旨を踏まえ、同法に定める再商品化基準をみたす民間処理業者に委託し、再商品化の促進を図る。	環境局	法令	一般市		0.5	8,895				より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		144	紙ごみ等のリサイクル推進等に関する事務(家庭系)	H24年度(H25年2月)から段階実施する紙ごみ等(古紙、衣類)の回収に係る、市民に対する事前周知等を実施する。	環境局	法令	一般市		2.1	7,749				同上
		145	紙ごみのリサイクル推進等に関する事務(事業系)	H25年10月から実施する資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止にあたり、具体的なプランを作成するとともに、搬入禁止に向けて、排出事業者に対する事前周知等を実施する。	環境局	法令	一般市		1.1	20,779				同上
		146	紙パック・乾電池などの拠点回収事業に関する事務(本課)	資源の有効利用を促進し、市民のリサイクルに対する意識を一層高めるため、市民が排出する紙パック・乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジ・マタニティウェア・ベビー服・子ども服について、拠点回収方式による分別収集を実施するための事業計画の企画立案、進捗管理を行う。	環境局	法令	一般市		0.6	9,170				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		147	紙パック・乾電池などの拠点回収事業に関する事務(事業所)	資源の有効利用を促進し、市民のリサイクルに対する意識を一層高めるため、市民が排出する紙パック・乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジ・マタニティウェア・ベビー服・子ども服について、拠点回収方式による分別収集を実施する。	環境局	法令	一般市		11.0	0				同上
		148	紙パックの拠点回収事業に関する事務(記念品交付等関係事務)(本課)	環境事業センターで行う受付回収及び公共施設において巡回回収する紙パックについて、市民が持ち込む紙パックの量に応じて交付する記念品の購入等の事務手続き交付を行う。	環境局	任意			0.4	3,770				より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		149	紙パックの拠点回収事業に関する事務(記念品等交付関係事務)(事業所)	環境事業センターで行う受付回収及び公共施設において巡回回収する紙パックについて、市民が持ち込む紙パックの量に応じて記念品の交付を行う。	環境局	任意			6.7	0				同上
		150	資源集団回収活動に関する事務(本課)	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進するため、資源集団回収活動を行う住民団体に対し、登録制度を設け、奨励品等の支給による支援や、功績のあった団体への表彰を行うための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。	環境局	任意			1.0	78,604				同上
		151	資源集団回収活動に関する事務(事業所)	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進するため、資源集団回収活動を行う住民団体に対し、登録制度を設け、奨励品等の支給による支援や、功績のあった団体への表彰を行う。	環境局	任意			9.8	0				同上
		152	地域住民(大阪市廃棄物減量等推進員)との連携によるごみ減量等の取組みの推進に関する事務(本課)	地域におけるごみ減量・3Rを推進するリーダーの役割を担う「大阪市廃棄物減量等推進員(愛称:ごみゼロリーダー)」と本市環境事業センターとの密接な連携のもと、ごみ減量推進のための具体的な行動メニューを定めた「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発やガレッジセール等の企画・開催等を行い、市民・事業者・NPOとの連携・協働によるごみ減量・3Rの取組みを促進するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。	環境局	法令	一般市		1.6	15,096				同上
		153	地域住民(大阪市廃棄物減量等推進員)との連携によるごみ減量等の取組みの推進に関する事務(事業所)	地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う「大阪市廃棄物減量等推進員(愛称:ごみゼロリーダー)」と本市環境事業センターとの密接な連携のもと、ごみ減量推進のための具体的な行動メニューを定めた「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発やガレッジセールの企画・開催等を行い、市民・事業者・NPOとの連携・協働によるごみ減量・3Rの取組みを促進する。	環境局	法令	一般市		13.2	0				同上

事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大 都 市 特 例 等	その 他 権 限 の 内 容	執行 体制 (人 正 員 規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		154	地域に即した減量等の取組み (環境事業センター普及啓発事業)に関する事務(本課)	市民にごみ減量・3Rについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する機会が多い「環境事業センター」が主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へ体験学習等の出前講座等を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマトニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行うための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。	環境局	任意			1.5	0				同上
		155	地域に即した減量等の取組み (環境事業センター普及啓発事業)に関する事務(事業所)	市民にごみ減量・3Rについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する機会が多い「環境事業センター」が主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へ体験学習等の出前講座等を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマトニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行う。	環境局	任意			11.5	5,685				同上
		156	ごみ減量キャンペーンに関する事務(本課)	多くの市民が参加する区民まつり等に参画し、ごみ減量・3R促進のためのPRコーナーを設け、パネル展示、リサイクル工作教室、ごみ分別クイズ、ごみに関する相談に応じるなど、地域の特性に応じた普及啓発活動を行う。大都市(政令指定都市及び特別区)が連携した共同キャンペーン、レジ袋削減協定など市民・事業者と連携した取組みを実施し、ごみ減量・3R促進のための普及啓発活動を行う。	環境局	任意			2.3	5,153				同上
		157	ごみ減量キャンペーンに関する事務(事業所)	多くの市民が参加する区民まつり等に参画し、ごみ減量・3R促進のためのPRコーナーを設け、パネル展示、リサイクル工作教室、ごみ分別クイズ、ごみに関する相談に応じるなど、地域の特性に応じた普及啓発活動を行う。大都市(政令指定都市及び特別区)が連携した共同キャンペーン、レジ袋削減協定など市民・事業者と連携した取組みを実施し、ごみ減量・3R促進のための普及啓発活動を行う。	環境局	任意			3.6	0				同上
		158	ごみ減量・3R啓発推進事務(本課)	ごみ減量・3R啓発施設であるリサイクルプラザ赤川・塩草の廃止にあたり、今後とも一層のごみ減量・3Rを推進していく必要があることから、区役所等のより市民に身近な本市施設において、啓発展示や講座等の開催による減量啓発を実施するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。	環境局	任意			0.8	9,454				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		159	ごみ減量・3R啓発推進事務(事業所)	ごみ減量・3R啓発施設であるリサイクルプラザ赤川・塩草の廃止にあたり、今後とも一層のごみ減量・3Rを推進していく必要があることから、区役所等のより市民に身近な本市施設において、啓発展示や講座等の開催による減量啓発を実施する。	環境局	任意			8.9	0				同上
		160	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導に関する事務(本課)	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物(特定建築物)の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量・資源化が効果的に実践されているか、当該建物に対し、立入検査を行い、必要な指導や助言を行う。	環境局	法令	一般市		1.8	4,707				より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。
		161	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導に関する事務(事業所)	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物(特定建築物)の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量・資源化が効果的に実践されているか、当該建物に対し、立入検査を行い、必要な指導や助言を行う。	環境局	法令	一般市		27.0	0				同上
		162	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導(表彰等関係業務)に関する事務(本課)	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物(特定建築物)の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建物の所有者等に対して、表彰を行う。	環境局	任意			0.4	900				より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		163	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導(表彰等関係業務)に関する事務(事業所)	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物(特定建築物)の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建物の所有者等に対して、表彰を行う。	環境局	任意			3.0	0				同上
		164	事業系一般廃棄物の適正処理に向けた普及啓発に関する事務	事業系一般廃棄物の減量と、適正処理を推進するため、再生利用可能な廃棄物はリサイクルルートへ誘導するとともに、排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分、適正処理を求め、排出事業者責任に基づく適正処理を徹底するための啓発を行っている。	環境局	法令	一般市		0.8	7,456				より地域に密着した廃棄物処理・リサイクル等の環境行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方	
											広域	特別区			
		各区	連携												
		165	排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進に関する事務	事業系一般廃棄物の減量と適正処理を推進するため、水際での対策として焼却工場における展開検査を実施しており、展開検査により産業廃棄物等の搬入不適物が発見されれば、収集業者並びにごみを排出した事業者に対し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。	環境局	法令	一般市		1.3	41,985				同上	
16	斎場・霊園	166	斎場の管理運営に関する事務(本課)	斎場では、市町村長の火葬許可を受けた遺体を火葬するため、遺体の受入れ、火葬・収骨を行う業務や通夜式・告別式を行う式場施設並びに火葬施設の維持管理業務を行っている。	環境局	要綱等	一般市		4.6	625,768			一組	より地域に密着した環境衛生行政による地域の生活環境の向上の観点及び施設の偏在性から特別区の一部事務組合等で実施。	
		167	斎場の管理運営に関する事務(事業所)	斎場では、市町村長の火葬許可を受けた遺体を火葬するため、遺体の受入れ、火葬・収骨を行う業務や通夜式・告別式を行う式場施設並びに火葬施設の維持管理業務を行っている。 瓜破(平野区)・北(北区)・小林(大正区)・鶴見(鶴見区)・佃(西淀川区)	環境局	要綱等	一般市		51.0	29,844			一組	同上	
		168	葬祭場(やすらぎ天空館)の運営に関する事務	・会葬者1,000人規模の大式場(間仕切りをして会葬者400人規模の小式場として使用可能)を提供する。(阿倍野区)	環境局	任意				0.4	912			一組	同上
		169	霊園の管理運営に関する事務 【泉南メモリアルパーク(阪南市)、服部霊園(豊中市)、瓜破霊園(平野区)、南霊園(阿倍野区)、北霊園(北区)】	市設霊園における利用者からの各種届出に関する事務や霊園の整備・維持管理業務	環境局	要綱等	一般市			2.4	877,087			一組	同上
		170	施設等整備企画事務に関する事務(斎場・大規模霊園)	環境局の施設、設備及び機材等の点検、整備等に関する事務を行う。	環境局	任意				2.3	140			一組	同上
		171	霊園の管理運営に関する事務(上記5霊園以外の小規模霊園等)	市設霊園における利用者からの各種届出に関する事務や霊園の整備・維持管理業務	環境局	要綱等	一般市			1.6	10,139				より地域に密着した環境衛生行政による地域の生活環境の向上の観点から、小規模霊園については、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
17	内部事務	172	局庶務業務(総務課)	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、IT関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約業務、管財業務、監査業務、文書通送業務、コンプライアンス関係業務、情報公開関係業務 ・局所管不動産の管理に関する業務 ・局保有車両の損害賠償保険に関する業務 ・総務部及び総務課以外の部課の主管に属さない業務	環境局	任意			21.5	403,814				各地方公共団体に実施すべき事務であるため各特別区で実施。
		173	局事業総合企画に関する事務	環境局の運営方針の策定及び進捗管理、環境局所管の事務事業に係る総合的企画等の事務を行う。 また、企画課(経営改革担当、運営改革担当含む)担当業務の運営に関する業務を行う。	環境局	任意			2.2	0				同上
		174	庶務業務(企画課)	企画課(経営改革担当、運営改革担当含む)における庶務関係業務 市会関係業務、予算・決算業務、勤怠業務、照会回答業務、人事・勤怠関係 など	環境局	任意			1.0	2,008				同上
		175	局の人事に関する事務	・所属職員に対する人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関連業務	環境局	任意			18.0	50,810				同上
		176	庁内環境管理計画に関する事務	電気使用量抑制等による温室効果ガス排出抑制、コピー用紙使用量削減等による省資源の促進、廃棄物減量・リサイクルの促進など、職員全員による積極的な環境配慮行動により環境への負荷の少ない事務事業を推進する。	環境局	任意			1.9	1,396				各地方公共団体に実施すべき事務であるため各特別区で判断の上実施。
		177	庶務業務(環境施策課)	市会関係業務、予算・決算業務、勤怠業務、有価証券・物品管理関係業務、照会回答業務、人事・勤怠関係、安全衛生関係、福利厚生関係事務など	環境局	任意			2.2	25,617				各地方公共団体に実施すべき事務であるため各特別区で実施。
		178	庁内の節電対策に関する事務(節電対策の総括、区役所へのBEMS導入、LEDデスクライトの率先導入)	庁内における節電対策を促進するため、全庁的な取組みの総括を行うとともに、区役所における電力使用の合理化の促進策として、電力使用状況を監視し、電力負担を最小化、平準化するための監視システム(BEMS)を導入するとともに、環境局ルンバス庁舎において、先行的にLEDデスクライトを導入し、天井照明の消灯による一般的な節電対策以上の取組みを実施する。	環境局	任意			1.6	14,840				各地方公共団体に実施すべき事務であるため各特別区で判断の上実施。

事務区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大 都 市 特 例 等	其 他 権 限 の 内 容	執行 体制 (人 正 員 規))	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		179	庶務業務(環境管理課)	・ATC庁舎管理業務、各環境保全監視担当管理運営、公文書管理業務、市会関係業務、計理・予算決算業務等、大都市環境保全主管局長会議、大阪府・大阪市・堺市環境行政連絡協議会など環境保全部門での他都市交流等、大阪環境保全協会の株式保有に関する事務、公害工場跡地管理業務、公用車の管理に関する業務 ・環境規制担当の事務業務全般及び各環境保全監視グループとの連絡調整業務、環境保全部門における研修の企画実施	環境局	任意			8.2	82,513				各地方公共団体で実施すべき事務であるため各特別区で実施。
		180	庶務業務(環境管理課(産業廃棄物規制担当))	産業廃棄物の規制指導関係業務に係る庶務的な業務	環境局	任意			0.1	400				同上
		181	事業管理課運営業務に関する事務	事業部(廃棄物規制指導並びに埋火葬関係業務を除く)の所管する事務事業運営の円滑化に係る事務を行うとともに、ごみの収集輸送やまちの美化等に関する総合的企画等を行う。	環境局	法令	一般市		10.4	70,672				同上
		182	庶務業務(事業管理課)	事業管理課における庶務関係事務	環境局	任意			1.5	2,316				同上
		183	庶務業務(家庭ごみ減量課)	市会関係業務、計理・予算決算業務、大阪府再生資源事業推進協議会関係業務、大阪府リサイクル社会推進会議関係業務等	環境局	任意			0.6	7,430				同上
		184	庶務業務(一般廃棄物指導課)	市会関係業務、計理、予算決算業務等	環境局	任意			0.7	1,369				同上
		185	施設等整備企画事務に関する事務(斎場・大規模霊園以外)	環境局の施設、設備及び機材等の点検、整備等に関する事務を行う。	環境局	任意			6.3	482				同上
		186	工場跡地等整備に関する事務(森之宮焼却工場建替計画用地・森之宮工場跡地)	閉鎖した焼却工場等跡地の保全実施及び跡地の利用を進める。	環境局	任意			0.8	827				住民に身近な特別区において、跡地の利活用等を実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
										広域		各区	連携	
		187	工場跡地等整備に関する事務 (南港工場跡地・港工場跡地)	閉鎖した焼却工場等跡地の保全実施及び跡地の利用を進める。	環境局	任意			1.1	9,043				同上

〔6. 産業・市場〕

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
1	成長分野の企業支援等	1	成長戦略の推進	・大阪府・大阪市の戦略を一本化した「大阪の成長戦略」の策定及び戦略の推進	政策企画室	任意			2.0	0				大阪の成長の実現に向け、大阪全体の視点から統一的な戦略・方針を確立するため、広域で実施。
		2	企業等の誘致に関する事務(広域自治体所管)	<p>【事業目的】</p> ・進出企業との取引を通じた企業のビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加等を目的に、大阪府、大阪商工会議所と共同で設置する大阪外国企業誘致センターの機能を活用し外国企業等の誘致を図る。 ・特に「関西イノベーション国際戦略特区」の指定を受けた「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」へのターゲット企業の集積を図る。 ・有望企業の立地と在阪企業等の再投資を促進するため、特に金銭的なインセンティブを効果的に活用する。 <p>【事業の対象者】</p> ・進出意向や投資計画を有する外国の企業等 ・「大阪市企業・大学等立地促進助成金」事業計画を承認された事業者(新規の申請受付は終了)	経済戦略局	任意			1.4	481,696			ハイエンド都市の実現、大阪産業の成長に向けた企業誘致は広域で実施。 (例) ・大阪の成長に資する外需型ハイエンド産業の集積に向けたターゲット企業の誘致 ・グローバル企業のインバウンドによる外需呼び込み ・サービスの輸移出拠点としての発展と圏内企業の高付加価値化	
		3	特区における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に向けた地方税軽減事業	国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を通じて本市内の経済の活性化を図るため、大阪市税(法人市民税、固定資産税、事業所税、都市計画税)の特例を定めるとともに、特例の適用に必要な事業計画の認定等を行う。	経済戦略局	法令	一般市			1.9	0			大阪の成長を支える産業の集積や国際競争力強化などを図るものであり、広域で実施。 税の減免は、各課税権者で実施。
		4	総合特区に関する事務	総合特区法に基づく国際戦略総合特区制度を活用し、「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」において、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置を講じることにより、地域そして国の発展を牽引する成長戦略拠点を形成する。	経済戦略局	法令	一般市			2.3	15,000			大阪の成長戦略を進めるうえで重要な拠点開発であり、広域で実施。
		5	科学技術の振興事務	平成21年3月に策定した「大阪市科学技術振興指針」のもと、大学・研究機関や企業のポテンシャルを最大限に生かし大阪の科学技術を振興するため、国や大学等と連携した研究開発プロジェクトの具体化等に関する調査・検討等を行う。(H24年度廃止)	都市計画局	任意				5.0	37,155			研究開発プロジェクトの具体化、研究基盤の形成、研究人材の育成など、大阪の成長に深く関わる事務であり、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		6	グローバルイノベーション創出支援事業	大阪が世界にイノベーションを生み出す拠点として認知されることをめざし、平成25年春にまちびらきするうめきたの知的創造拠点ナレッジキャピタルにおいて、世界から人材・資金・情報を引き込むグローバルイノベーション拠点の形成に取組む。 H25予事業費:7.5億円 (うちグローバルイノベーションファンドへの出資:5億円)	都市計画局	任意			9.0	84,597				同上
		7	有望企業への重点的支援事業	健康・医療分野のビジネス創出事業(ロボットテクノロジー・ヘルスケア) ライフイノベーション推進実証実験事業 成長産業チャレンジ支援事業(H24終了) 革新的技術の事業化促進事業	経済戦略局	任意			6.5	214,287				大阪の成長を支える重要分野への支援、新たな産業の創出、海外展開などの事務であるため、広域で実施。
		8	クリエイティブ産業創出・育成支援事業	メビック扇町(北区)を拠点に、クリエイター同士の連携や異業種企業との協働を促進し、高付加価値の商品やサービスの創出につなげる。また、その成果を広く情報発信することで、受注機会を増やし新たな市場を開拓する。	経済戦略局	任意			1.3	122,895				同上
		9	在阪中小企業の貿易・投資交流及び海外販路開拓の促進に関する事務	・海外での販路開拓をめざす地域企業に対して、専門家によるアドバイスから海外見本市出展支援など、海外販路開拓に関する支援。 ・国際ビジネスにかかる相談窓口や海外情報に関するセミナーを実施。	経済戦略局	任意			3.1	114,543				同上
		10	創業・新事業創出・経営革新支援事業	大阪産業創造館(中央区)において中小企業支援事業を実施。 大阪市都市型産業振興センターが個別企業の課題やニーズに対応する経営相談や、セミナー、商談会といった支援サービスを実施。 【基本的方向性】 ・(公財)大阪産業振興機構と(公財)大阪市都市型産業振興センターを統合。 ・施設配置については、中核拠点の一本化も含めた最適化を図る。	経済戦略局	任意			4.9	371,988				法人の統合、事業の精査・再構築、施設の最適化を進めるため、広域で実施。
		11	産創館施設管理運営	中小企業支援拠点である「大阪産業創造館」(中央区)の施設管理運営。 延べ床面積 23,827.6㎡、地下3階・地上18階建ての施設。 施設の保守や整備等に関する関係者との調整や業務発注等を実施。	経済戦略局	任意			1.0	287,693				同上
		12	インテックス大阪の管理運営、工事の実施及び(財)大阪国際経済振興センターの監理に関する事務	昭和60年5月に開業した国際・エグジジションセンター・大阪(インテックス大阪)の管理運営を行うとともに、国際見本市・イベント等の開催誘致を積極的に進め、企業取引の拡大と大阪の国際化及び経済の活性化を図る。 インテックス大阪の補修工事	経済戦略局	任意			2.8	926,700				広域産業基盤のインフラであり、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		13	地方独立行政法人大阪市立工業研究所関係業務	設立団体として、理事長等の任命や中期目標の策定、中期計画の認可、財務諸表の承認等法令に基づく事務の他、法人の事業進捗及び予算の管理等を行う。	経済戦略局	法令	一般市		3.4	1,120,161				高度な公設試験研究機関であり、広域で実施。
		14	水・環境技術の海外プロモーション	官民連携で企業の海外展開を支援するため設立した大阪水・環境ソリューション機構に参画し、水・環境分野での企業の海外進出を支援。	経済戦略局	任意			0.1	177				国際的な水・環境問題の解決に向けた技術支援のため広域で実施。
2	地域の企業支援等	15	企業等の誘致に関する事務(基礎自治体所管)	<p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出企業との取引を通じた市内企業のビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加等を目的に、国内からの企業等の誘致及び市内での再投資の促進を図る。 ・また、企業誘致の誘引力ともなる在阪企業の本社機能流出の抑止に向けた取り組みを行う。 ・「関西イノベーション国際戦略特区」の指定を受けた「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」へのターゲット企業の集積を図る。 ・特に市内で大規模用地が供給でき、雇用、税収等に大きな効果が期待できる「夢洲・咲洲地区」等臨海部への立地促進を図る。 <p>【事業の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出意向や投資計画を有する国内の企業等 ・大阪に本社機能を置く主要企業等 	経済戦略局	任意			3.6	165,527				<p>地域の特性や強みを活かし、まちづくりと密接に関わる企業誘致は各特別区で判断の上実施。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業系地域 臨海部の開発地への工場誘致や中小ものづくり工場の集積 ・商業系地域 オフィスの集積
		16	国際ビジネス・プロモーション活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市がアジア太平洋地域の主要経済都市(13都市)と提携するビジネスパートナー都市(BPC)とのネットワークの活用・強化をはかり、在阪中小企業に対する国際ビジネス活動の支援を行う。 <p>BPC提携都市 香港、シンガポール、バンコク、クアラルンプール、マニラ、ジャカルタ、ソウル、上海、ホーチミン、ムンバイ、メルボルン、天津、オークランド</p> <p>市政改革プランに基づく施策事業のゼロベースの見直しにより、平成25年度予算からは基礎自治に関する事務に特化</p>	経済戦略局	任意			0.5	102,917				地元中小企業の国際化・活性化に向け、地域の特性や強みを活かした支援事業を展開するには、地元企業に近くニーズをくみ取りやすい各特別区で判断の上実施。
		17	構造改革特区に関する事務	構造改革特区法に基づく構造改革特区制度を活用し、民間企業等の取組み等の妨げとなっている国の規制について、制度提案を行う等により、地域を限定した規制の特例措置を受け、構造改革を進めることで、地域の活性化を推進する。	経済戦略局	法令	一般市		0.7	0				構造改革特区に関する窓口業務であり、特別区において構造改革特区法の活用を図るかどうかは特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		18	コミュニティビジネス(CB)への支援	コミュニティビジネス等促進のための創業支援、コンサルティングの実施。 委託事業はH24年度をもって終了し、H25年度からは直接執行をし、専門家の派遣等を行う。 【区CM権限】	経済戦略局	任意			0.5	7,409				地域の産業特性に応じた施策を展開していく観点から、各特別区で判断の上実施。
		19	小規模・ベンチャー企業支援事業	(小規模事業者等支援委託事業) ・小規模事業者に対する巡回相談や研修事業を実施。 (ベンチャー調達制度) ・中小・ベンチャー企業が開発した優れた技術やアイデアを有する新商品の販路開拓を支援するため、本制度での商品認定並びに、庁内での率先購入による認定商品のPR等を行う。	経済戦略局	任意			1.0	1,641				顧客(企業)の身近で提供する観点から、各特別区で判断の上実施。
		20	地域商業活性化事業	・商店街等のソフト事業への助成【区CM権限】 ・商店街等への専門家派遣【区CM権限】 ・商店街等のハード事業への助成 ・商店街等とともに取り組む活性化事業【区CM権限】等	経済戦略局	任意			7.5	87,995				同上
		21	地域経済活力創造事業に関する事務	区役所に予算配付するとともに、必要に応じて専門家を派遣。 ・スタートアップ支援 ・地域経済活性化支援 ・区役所における経営相談【区CM権限】	経済戦略局	任意			5.0	105,923				同上
		22	地域ものづくり活性化事業	・中小企業優良従業員表彰、中小企業技能功労者表彰 ・ものづくり人材育成事業：大阪テクノマスターによる職業講話、技術指導や中小企業と工業高校の交流会。 ・もとCIT事業・分譲済み工業団地(テクノパーク常吉)(此花区)周辺市有地の維持管理及び大阪市泉尾賃貸工場(テクノシース泉尾)(大正区)事業。 ・伝統産業普及のため、府が中心となり、事業者、産地を有する各市と「浪花の技展」を開催。	経済戦略局	任意			4.7	2,908				地域の実情に応じたきめ細かな対応の観点から各特別区で判断の上実施。
		23	地域産業振興施設維持管理運営業務	資源再生共同作業場閉鎖済み施設の売却処分化 皮革関連企業の経営基盤の強化を目的とした工場アパート(浪速区6箇所・西成区1箇所)の維持管理業務並びにすでに供用廃止した2施設の早期売却に向けた作業。 産業振興施設整備事業、皮革産業会館関連業務ほか ・大阪皮革産業会館(浪速区) ・(株)新大阪タクシーに対し、産業振興事業用地として賃貸借契約を締結している。	経済戦略局	任意			3.2	128,963				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規職員)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		24	商業振興施設に関する業務	商業施設として民間に賃貸している市有財産(土地・建物)の維持管理・財産管理業務など 土地1ヵ所 東淀川1ヵ所 建物9ヵ所 【区CM権限】	経済戦略局	任意			3.6	21,005				同上
		25	小売市場施設に関すること	小売市場等として民間に賃貸している市有財産(土地・建物)の維持管理・財産管理業務 土地25ヵ所 建物15ヵ所 【区CM権限】	経済戦略局	任意			3.6	83,939				同上
3	地域産業の振興・規制等	26	大規模小売店舗立地法関係事務	大規模小売店舗立地法に基づき、大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡超)の新設等にあたって設置者に対して、交通・騒音・廃棄物など周辺地域の生活環境の保持を目的とした一定の配慮を求めている 各区役所において、届出書の縦覧等に関する業務を実施	経済戦略局	法令	政令市		2.0	1,997				大規模小売店舗の立地にあたり、交通・騒音など周辺地域の生活環境を保持する観点から各特別区で実施。 府内市町村へ権限移譲を進めている事務。
		27	大規模小売店舗立地法関係事務(区)	大規模小売店舗立地法に基づき、大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡超)の新設等にあたって、各区役所において、届出書の縦覧等に関する業務を実施	経済戦略局	法令	政令市		0.0	0				同上
		28	大規模小売店舗立地に関する「中心市街地の活性化に関する法律」の関係事務	中心市街地の活性化に関する法律に基づき、大規模小売店舗の迅速な立地促進が必要な中心市街地の区域において、大規模小売店舗の新設等の手続を緩和する等の大規模小売店舗立地法の特例を設ける	経済戦略局	法令	政令市		0.0	0				大規模小売店舗の立地にあたり、交通・騒音など周辺地域の生活環境を保持する観点から各特別区で実施。
		29	商店街振興組合法に関する事務	商店街振興組合法に基づき、商店街振興組合の設立・解散や定款の変更の認可等に関する事務を行う。	経済戦略局	法令	一般市		0.6	0				住民の生活に深く関連する商店街の振興を図る観点から、各特別区で実施。
		30	中小小売商業振興法に関する事務	商店街等の整備計画の認定事務等 ・高度化事業計画の認定 ほか	経済戦略局	法令	一般市		0.4	363				同上
		31	中小企業信用保険法等に基づく認定事務	中小企業信用保険法に基づく認定事務 ・売上高が減少している、業況の悪化している業種に属する等の中小企業者を認定 (東日本大震災法に基づく認定事務)	経済戦略局	法令	一般市		2.3	11,000				地域における中小企業の経営を支援する観点から、各特別区で実施。
		32	工場の立地に関する事務	工場立地法に関する調査、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等(東京都は特別区及び市) 平成23年4月1日に大阪市工場立地法地域準則条例を制定 大阪市内届出工場:172事業所(平成25年1月現在)	経済戦略局	法令	一般市		0.6	0				工場の立地にあたり、周辺地域の生活環境を保持する観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
4	商工会議所	33	商工会議所の定款変更、特定商工業者に対する負担金賦課の許可等	商工会議所の定款変更の認可、事業等についての報告を受理、検査等。 商工会議所の管内の特定商工業者に対して負担金を賦課する許可に関する事務。	経済戦略局	法令	都道府県		0.1	82				商工会議所単位の事務であり、大阪地域で一つの商工会議所であるため、広域で実施。
		34	商工会等の基盤施設計画の認定等に関する事務	商工会等が小規模事業者の事業の共同化に寄与する施設を設置する事業についての基盤施設計画と、商工会等以外の者が実施する小規模事業者の技術の向上や新規事業の開拓などに寄与する事業で、商工会等が実施する支援事業と連携して実施されるものについての連携計画の、両計画についての認定等。	経済戦略局	法令	都道府県		0.1	28				同上
5	融資制度	35	大阪市信用保証協会の監督事務	信用保証協会法に基づく大阪市信用保証協会の監督・命令	経済戦略局	法令	一般市		1.5	0				府信用保証協会へ統合されるため、広域で実施。
		36	融資制度の充実	制度融資の企画立案・実施 制度融資の実施にかかる予算・決算(金融機関への預託、大阪市信用保証協会への補助金交付)	経済戦略局	任意			5.8	131,146,932				大阪市信用保証協会と府中小企業信用保証協会の統合に伴い広域で一元的に実施。
		37	大阪府地域支援人権金融公社の団体運営にかかる事務	大阪府地域支援人権金融公社の団体運営の支援・貸付金償還にかかる債権者としての団体の収支状況の確認等	経済戦略局	任意			0.1	0				広域的に融資事業を実施するため府市共同出資で設立した法人の監督等であり、広域で実施。
6	ATC	38	産業振興拠点に関する事業 ATC関連	ATCを産業振興拠点として位置付け、産業別に支援施設(産業振興施設)を設け、これらの取組を通じて地域の企業の収益増加や事業拡大を図り、大阪経済の成長につなげていく。 大阪デザイン振興プラザ事業(クリエイティブ産業(デザイン関連産業)) ソフト産業プラザ事業(クリエイティブ産業(デジタルメディア産業)) ATCエイジレスセンター事業、福祉ビジネス支援事業(健康・福祉・介護関連産業) ATCグリーンエコプラザ事業、環境ビジネス支援事業(環境・エネルギー関連産業) ATC輸入住宅促進センター事業(住宅関連産業)	経済戦略局	任意			4.9	1,250,934				大阪の成長を支える産業振興拠点に係る事務であるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		39	ATCに関する事業	・ATC(株)の特定調停の履行と経営健全化について継続的に監視。 ・ATCのオズパーク(海浜公園)及びATCホールについて、経費補助等 【ATCの現状】 ・特定調停に基づく長期債務は、約420億円うち金融機関約260億円(H24年9月)はH45年度までの返済 大阪市約156億円(H23年度決算)は劣後債権扱い	経済戦略局	任意			3.3	45,531				大阪の成長を支える産業振興拠点に係る事務であるため、広域で実施。
7	計量	40	計量に関する事務	定期検査、立入検査 商品量目計量立入検査(市内百貨店・スーパー・市場・小売店等) 特定計量器立入検査(市内の燃料油メーターや電気・ガス・水道メーター等) 適正計量管理事業所(経済産業大臣が指定した事業所)	経済戦略局	法令	特例市		5.3	49,291				スーパー・小売店等身近な場所における計量器の検査、電気・ガス等身近な場所にあるメーターの検査、家庭用品の検査、住民への啓発など、地域におけるきめ細かな対応の観点から各特別区で実施。
		41	計量啓発に関する事務	計量啓発事業 ・家庭用計量器無料検査(体温計・血圧計など) ・イベントへの参加による計量啓発、計量図画作品展、一日計量検査所長	経済戦略局	任意			2.4	2,475				同上
8	農業の振興・規制等	42	農業委員会に関する事務	農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務を処理し、農地法に基づく農地の売買、貸借の許可・届出書の受理や、農業委員会総会などの準備、調査・資料収集などの事務を行う。	経済戦略局	法令	一般市		3.6	12,880				各地方公共団体の判断で実施すべき事務であるため各特別区で判断の上実施。
		43	市民農園の開設許可等に関する事務	市民農園開設のための、開設許可事務。また、農家の高齢化や後継者不足などにより耕作困難な農地の遊休農地化を防止し、市民による農作物の収穫体験や農業への理解と参画促進に資することを目的に指導・助言を行う。	経済戦略局	法令	一般市		0.1	0				良好な都市環境づくりの一環として、市民農園の整備を促進する観点から、各特別区で実施。
		44	生産緑地地区に関する事務	都市計画により生産緑地地区とする農地等の追加指定の相談や営農の継続が困難となった生産緑地の買取申出を受付する。また、案件を取りまとめ、都市計画審議会の案件(年1回)として地区指定の変更を計画調整局へ依頼する。	経済戦略局	法令	一般市		0.8	1,520				都市計画による生産緑地地区の指定等、地域の都市環境づくりの観点から、各特別区で実施。
		45	防疫対策関係業務	鳥インフルエンザ及び口蹄疫の防疫活動といった、家畜伝染予防法に関する防疫対策関係事務。府が行う発生農家での防疫作業に対するサポート等、発生時の連携にむけた関係局区間における情報の共有と体制整備。	経済戦略局	法令	一般市		0.3	0				緊急時対応として、都道府県の防疫作業と連携して、地元自治体として実施する観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正規) 【人件費除く】	総事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		46	大阪府北部農業共済組合分担事業	農業者が、風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害など不慮の事故に因って受けることのある損失を補てんして農業経営の安定を図る。本市は関係20市町とともに大阪府北部農業共済組合に対し、経費を一部分担し、農業経営の安定などに取り組む。	経済戦略局	法令	一般市		0.1	1,398				地域に密着した農業者のセーフティネット整備の観点から、各特別区で実施。
		47	農地転用の許可等	農地法に基づく農地等の転用の事務並びに違反転用者等に対する処分等を行う	経済戦略局	法令	都道府県		0.1	28				農地の適正管理や利用関係の調整について、より身近な所で実施する観点から、各特別区で実施。 府内市町村へ権限移譲を進めている事務。
		48	米穀生産対策業務	「大阪市地域農業再生協議会」において各農業者に米の生産数量目標を設定しての米穀の需給調整や農業者戸別所得補償制度を推進するため、申請の受付、作付実績確認等の事務を行い、食料自給率の向上に取り組む。 地域農業再生協議会とは国の「農業者戸別所得補償制度（H25より経営所得安定対策へ名称変更予定）」における「農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱」に定めのある市町村と農業団体等を構成員とする組織であり、その事務局を大阪市が担っている。	経済戦略局	要綱等	一般市		0.5	873				米の生産目標管理に関する各農業者へのきめ細かな対応の観点から各特別区で実施。
		49	農業経営計画の認定申請の受理等	農業者等が作成し、提出した農業経営計画（農業経営の現状、目標及び目標を達成するためにとるべき措置等を記載）の受理及び本計画を府へ経由する事務。 計画の変更申請についても同様。	経済戦略局	任意			0.1	4				地域の実情に応じたきめ細かな農業者への対応の観点から各特別区で実施。
		50	都市農業活性化事業	都市農政振興にかかる企画・調整、安全で安心できる農産物生産の振興、農や食への市民啓発や農業への理解を深めるためのPR業務等。 ・なにわの伝統野菜振興事業 ・農業フェア分担事業 ・水源対策事業 ・エコ農産物推進事業 など	経済戦略局	任意			1.8	8,976				地域の実情に応じたきめ細かな対応の観点から各特別区で判断の上実施。
9	花き流通対策	51	花き流通対策事業	大阪府内の民営花き卸売市場22市場のうち、10市場を整備統合し、大阪における花き流通の拠点として、府市共同で出資、設立した株式会社大阪鶴見フラワーセンターが開設する、大阪鶴見花き地方卸売市場（鶴見区）へ用地を賃貸する。	経済戦略局	任意			0.2	0				花き流通の広域的拠点施設に関する事務であり、広域で実施。
10	中央卸売市場	52	中央卸売市場事業（本場・東部）	中央卸売市場事業	中央卸売市場	法令	その他	都道府県及び人口20万以上の市	90.0	14,102,579				広域的な流通インフラ施設であり、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方	
											広域	特別区			
			各区	連携											
		53	中央卸売市場事業(南港)	中央卸売市場事業	中央卸売市場	法令	その他	都道府県及び人口20万以上の市	101.0	2,263,261				広域的な流通インフラ施設であり、広域で実施。	
11	内部事務	54	もとゆとり健康創造館(ラスパOSAKA)事業	中小企業勤労者の福利厚生施設として平成11年3月にゆとり健康創造館(東住吉区)を設置したが、平成21年度末をもって事業を廃止 平成22年度以降は資産有効活用の観点から売却処分を進めている。	経済戦略局	任意			1.7	135,632				事業については既に廃止。 施設の管理については、所在区で実施。	
		55	庶務関係業務	庶務事務	経済戦略局	任意			46.2	5,047,483				各地方公共団体で実施すべき事務であり、特別区で実施。	
		56	売却処分対象市有地の商品化及び維持管理事務	事業の廃止や見直し等により不要となった売却処分対象市有地の売却処分化及び維持管理	経済戦略局	任意				2.5	59,859				同上
		57	局施策の企画推進関係事務	・各種調査研究や個々の企業ニーズ・課題等に関する情報収集等を実施 ・「大阪市中小企業対策審議会」を設置・運営 ・大阪市中小企業振興基本条例の推進や各種施策の実施状況の公表などを実施	経済戦略局	任意				7.7	33,116				同上